

御宿町告示第 27 号

御宿町議会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 17 年 6 月 22 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 17 年 6 月 28 日

1 . 場 所 御宿町役場議場



## 平成17年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成17年6月28日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第2号 継続費繰越計算書について
- 日程第 5 議案第1号 助役の選任について
- 日程第 6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について)
- 日程第 9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(地方自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について)
- 日程第10 議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 平成17年御宿町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第8号 平成17年度御宿町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 発議第1号 分権時代の地方議会制度の構築を求める意見書について
- 日程第14 請願第1号 「国における平成18(2006)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第15 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書

日程第 16 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 2 号 国における 2006 年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第 2 発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について

出席議員（13 名）

1 番	石井芳清君	2 番	松崎啓二君
3 番	式田善隆君	4 番	伊藤博明君
5 番	吉野時二君	6 番	川城達也君
7 番	式田孝夫君	8 番	瀧口義雄君
9 番	白鳥時忠君	10 番	小川征君
11 番	中村俊六郎君	12 番	浅野玄航君
14 番	新井明君		

欠席議員（1 名）

13 番 貝塚嘉軼君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村實君
総務課長	綱島勝君	企画財政課長	瀧口和廣君
教育課長	田中とよ子君	税務課長	木原政吉君
環境整備課長	藤原勇君	農林水産課長	石田義廣君
建設水道課長	井上秀樹君	商工観光課長	米本清司君
住民課長	佐藤良雄君	保健福祉課長	氏原憲二君

事務局職員出席者

事務局長 吉野健夫君 係長 市原茂君

#### 開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成17年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、貝塚議員は急用のため、会議規則第2条による欠席の届けがありました。

これより平成17年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場への写真撮影を許可いたしました。

（午前10時00分）

#### 諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元の資料によりご了承願います。

#### 町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日、ここに平成17年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また暑い中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、補助金追加で採択されたことによる町道改良事業増額及び御宿小学校校内共同調理場改修費に関する補正等を主な内容とする平成17年度一般会計補正予算案を初め、8議案及び報告2件を提案することといたしましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、5月6日、国保国吉病院組合議会臨時会が開催され、議長の選出を初め1議案が原案どおり可決されました。

次に、5月30日、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会開催され、収入役の選任を初め

3議案が原案どおり可決されました。

また、県町村会定期総会が6月2日に開催され、夷隅郡町村会からは、いすみ鉄道継続のための各種施策の効果的展開など2項目を要望いたしました。

また、6月13日に開催されました環境衛生組合臨時会では、監査委員の選任を初め2議案が原案どおり可決されました。

同日、国保国吉病院正副管理者会議におきまして、新市誕生に伴う組合格約改正が予定される中、議員定数等に関する構成各町の意向が打診されましたことをご報告します。

なお、今月30日に病院組合全員協議会が開催される予定です。

以上で諸般の報告を終わりますが、さきに申し上げました8議案及び報告2件につきましては、十分なるご審議を賜りまして、決定くださるようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

#### 会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

14番、新井 明君、1番、石井芳清君をお願いいたします。

#### 会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決しました。

#### 報告第1号の上程、説明

議長（伊藤博明君） 日程第3、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

井上町長。

町長（井上七郎君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

平成17年3月定例会でご議決いただいた平成16年度御宿町一般会計補正予算(第6号)の繰越明許費について、別添のとおり繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本会議に報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より報告をさせます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） それでは、報告第1号についてご説明いたします。

次のページの平成16年度御宿町繰越明許費繰越計算書に基づきまして報告いたします。

農林水産業費の治山事業費繰越額510万900円、七本地先の治山事業であり、本年3月に県の補助内示がなされたため、事業費全体の510万円を繰り越したものです。財源としては、県補助金306万円を予定しております。完成は平成17年7月を予定しております。

次に、漁港整備事業費繰越額2,597万7,000円、漁港整備事業については堤防のかさ上げ、消波ブロック設置について、水産庁との工法協議に時間を要したため繰り越しを行ったもので、繰越額は事業費3,000万円のうち工事請負費2,597万7,000円です。財源としては、国・県補助金2,250万円のうち1,948万3,000円を、町債330万円のうち290万円を、漁協からの分担金375万円のうち324万7,000円となっております。完成は平成17年8月の予定でございます。

次に、土木費の0106号線道路改良事業費繰越額774万7,950円、0106号線道路改良事業については、用地購入等に時間を要したため繰り越しを行ったものです。繰越額は、事業費3,000万円のうち工事請負費774万7,950円です。財源内訳としては、国庫補助金1,500万円のうち387万3,000円を見込んでおります。完成は17年9月を予定しております。

なお、ここで0106号線の位置ですけれども、御宿台の実谷方面の交差点から、御宿ダムへ通じる県道までの路線名でございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業費、繰越額1,617万7,350円、公共土木施設災害復旧事業につきましては、工事が農作業の準備時期と重なるために繰り越しを行ったもので、繰越額は事業費1,718万9,000円のうち、工事請負費1,617万7,350円です。財源は、国庫負担金1,146万5,000円のうち1,079万円を、また、町債560万円のうち530万円を見込んでおります。最終工事の完成は平成17年9月を予定しております。

以上で報告といたします。

報告第2号の上程、説明

議長（伊藤博明君） 日程第4、報告第2号 継続費繰越計算書についてを議題といたします。

井上町長。

町長（井上七郎君） 報告第2号 継続費繰越計算書について。

平成16年度、17年度における中学校校舎改築事業について定めた継続費の16年度経費について一部を逓次繰り越しし、別添のとおり、継続費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、本会議に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より報告をさせます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） それでは、報告第2号について説明いたします。

次のページの平成16年度御宿町継続費繰越計算書に基づきまして説明いたします。

中学校校舎改築事業費逓次繰越額770円、御宿中学校校舎改築事業につきましては、平成16年度、17年度を実施期間とする継続費として事業を行っておりますが、この16年度分の予算執行については17年3月31日に検査を行い、施工業者3社に対しまして、また管理業者に対し、合計4億2,601万9,230円を支出いたしました。継続費については、年割額のうち年度内に支出を終わらなかったものは継続費の継続年度の終りまで逓次繰り越しして使用することができるため、平成16年度における継続費年割額と支出額との差額770円を平成17年度に逓次繰り越ししたものです。

以上、報告いたします。

議長（伊藤博明君） 以上で報告を終了いたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第1号 助役の選任についてを議題といたします。

吉野助役より、自己に関する議案であるために退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

（助役 吉野和美君 退場）

議長（伊藤博明君） 提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 助役の選任について、提案理

由を申し上げます。

本案は、平成17年6月30日で任期満了となります吉野和美助役を引き続き選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により本会議の同意を求めるものです。

ご審議の上ご決議くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

10番、小川 征君。

10番（小川 征君） 失礼ながら、井上町長は民間から選ばれた役所の事務全般にわたって素人であると思います。

私は議員の一員として、町運営のため、また、結果として、住民福祉の向上を目指していくという地方自治体の本旨を考えると、町長の職務を代理する法律上の機能や補佐役としての機能を思うと、助役職が絶対必要であると思います。この機能を失った場合、金銭でははかり知れない町全体の損失と考えます。井上町長は2期目に入り、これからの御宿町の将来を見据えて、最も重要な時期を迎えておるわけでございます。平成の市町村合併は国・県の組織だけではなく、行政全般にわたり大きな改革を求めています。

夷隅郡市においても、3町が合併する事態に及んでいるので、行政運営の画期的、迅速な判断がますます要求されるわけでございます。今回提案された吉野助役は、長年行政運営の中核を担い、過去にも困難な行政課題を解決してきた実績、経験の持ち主であります。多くの課題を抱える御宿町の将来を考えると、ぜひとも必要な人材で適任であると断言いたします。

以上、終わります。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 助役の選任の案件ではありますが、今日は提案されているわけですが、財政が縮減している中で、人事を含めさまざまな努力が各自治体でされておるのはご承知のことというふうに思います。いわゆる三役について町を担当するトップとして、今後どういう方針で臨むのか、その考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今言われましたけれども、私としては行財政改革、いわゆる無駄を省いて簡素で効率的な行政システムを確立することが最も重要であると。しかしながら、必ずしも、すべてのものを切り捨ててスリムにすればよい、そういうものでもないと思います。

議員皆様もご承知のとおり、そもそも地方自治の本旨とは、住民サービスの維持、向上を目指すものであり、その基礎となる組織、人材が不可欠な要素となってまいります。

よって、今後予想されます行政課題に適切に対応していくには、職員の指導、活用及び組織結束の強化という役割を担う助役というポジション及び人材は、町行政にとりましても必要不可欠なことであると考えております。

何とぞ、議員皆様方のご理解をよろしくお願いをいたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

6番、川城達也君。

6番（川城達也君） 6番、川城でございます。

今般、井上町長から出されました助役選任の議案に関してであります。昨今、日本全国の自治体におきまして、財政上の理由から、助役を置かないあるいは収入役を置かないといった選択肢を採用している自治体も多々あるわけでございます。しかしながら、すべての案件は各地方自治体の現場の状況というものに依りて判断されるべきであると、私は固く信じております。

確かに、財政的にさまざまな問題があろうと、「角を矯めて牛を殺す」ようなことがあってはならないのは言うまでもありません。本御宿町にとって、本御宿町の行政システムの健全性を維持するためには、私は吉野助役の再度の選任が必要であると思っております。1つここで町長にお伺いしたいことがございます。

吉野助役のような行政マン出身の非常に豊富な行政経験を持っている人材の経験、蓄積を新しい世代にいかにつけていくか。そういったことが今、御宿町の行政システムの中に喫緊の課題として求められているわけですが、その点に関しまして何がしかの考え等がありましたら、ぜひこの機会にお聞かせいただきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、川城議員が言われましたことは重々認識、承知をしておるところでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（伊藤博明君） 起立多数です。

よって、議案第1号は同意することに決しました。

吉野助役の復席を求めます。

(助役 吉野和美君 入場)

議長(伊藤博明君) ここで、吉野和美君より発言を求められております。これを許可いたします。

吉野助役。

助役(吉野和美君) ただいまは、議員各位のご考慮によりまして、助役の再任のご同意を賜りまして誠にありがとうございました。

これからは、過去の4年間を振り返り、心新たに、法に定められました私の職務に邁進してまいりたいと思いますので、議員各位におかれましては、なお一層のご指導を賜りたくお願い申し上げまして、整いませんけれども、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成17年度地方税制改正につきましては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続可能な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、国会において審議が行われ、3月末に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町条例の一部改正を4月1日に専決処分したものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 木原税務課長。

税務課長(木原政吉君) 条例の一部改正の内容についてご説明いたします。

まず、1ページ、条例第24条は、個人の町民税の非課税の範囲を定めるものですが、法改正により、年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置を廃止す

るものです。

次に、条例第36条の2は、町民税の納税義務者の申告義務について定めるものですが、地方税法の改正に伴う条例整理です。新たに、年の途中で採用し退職した場合にあっても、退職時の住所市町村に給与支払報告書の提出義務を定められたもので、フリーターへの課税強化が目的となっております。

次に、条例第63条の3ですが、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている一定の土地に係る固定資産税を案分することを申し出るとする場合の手続を定めるものですが、特定被災供用土地の特例規定について、昨今の震災等の長期化にかんがみ、避難指示期間が災害発生の翌年以降に及んだ場合は、避難指示解除後3年まで特例措置を適用できる規定を加えたものです。

次に、条例第74条の2は、被災住宅用地の申告の規定について定めるものですが、第63条の3と同じく、避難指示期間が災害発生の翌年以降に及んだ場合は、避難指示解除後3年まで特例措置を適用できる規定を加えるものであります。

次に、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例措置について、その適用を3年間延長し、平成21年度までとするものであります。

次に、附則第10条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について定めるものですが、地方税法施行規則の改正による条文整理及び適用期間を平成20年度まで延長するものであります。

次に、附則第15条は、特別土地保有税の非課税に係る読替え規定について、また、附則15条の2は特別土地保有税の課税の特例について定めるものですが、適用期限が到来した条項を削り条文の整理を行ったものであります。

次に、2ページ、附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の特例について定めるものですが、字句の整理及び平成16年度の附則第18条第1項の改正による条文を削ったものであります。

次に、附則第19条から第20条までは、金融所得課税の一体化、簡素化に向けての法改正に伴う条例改正でありまして、附則第19条、19条の2、19条の3、19条の4、19条の5につきましては、関係法令が改正されたことによります条文の整備であり、附則第19条の2、19条の3がそれぞれ第19条の3、第19条の4に改まり、附則第19条の4については削るものであります。

次に、附則第19条の2につきましては、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得の特例について新たに加えられたものであります。

次に、附則第19条の5は、上場株式等の譲渡損失の繰越控除について定めるものですが、関係法令が改正されたことにより条文的整備であります。

附則第20条は、特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例を定めるものですが、関係条例の改正による条文的整理及び特例期限を平成19年3月31日までとし、第8項を削り第9項を第8項に改めるものとなります。

附則としまして、第1条は、施行期日であります。

第2条は、町民税に関する経過措置であります。第3項から第6項までは、平成17年1月1日現在における、65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に係る個人住民税の均等割及び所得割については、激変緩和措置といたしまして、平成18年度はその3分の2を減額し、平成19年度分についてはその3分の1を減額するものとなります。

5ページの第3条は、固定資産税に係る経過措置であります。

以上が平成17年度の主な改正内容でございますが、今回の改正で当町の税に直接影響するのは、個人町民税の非課税の範囲から年齢65歳以上の者を削除した点でございます。該当者は約260名、税額にいたしまして、平成18年度では126万円、19年度では253万円、平成20年度以降は約380万円の増額を見込んでおります。

なお、今回の改正につきましても、広報お知らせ版等により十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご承認くださるよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、半島振興法の一部を改正する法律が平成17年3月31日に公布され、これに伴います町条例の一部改正を4月1日に専決処分したものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 条例の一部改正の内容についてご説明いたします。

今回、半島振興法の一部を改正する法律が平成17年3月31日に公布されたことに伴いまして、町条例の一部改正を行うものです。

主な改正点は、半島振興法に基づく南房総地域半島振興計画の対象地域であります御宿町におきまして、従来は一定規模の新設または増設をした場合に、固定資産税の3年間の支援措置、不均一課税を受けることができる業種が製造業のみでありましたが、今回、半島地域への交流人口を増加させることを目的に旅館業が加えられるため、第1条で対象事業に旅館業を加えるものであります。

これは、旅館業法に定められた施設で、下宿業を除くもので、具体的には県知事の許可を受けたホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業について新たに対象業種となります。

第2条の改正につきましては、従来製造業を対象に規定されておりました条文を、旅館業を含めた規定にしています、省令に合わせた改正でございます。

具体的には、新設、増設にかかわる家屋評価資産、当該家屋の敷地である土地の取得合計金額が2,700万円を超えた場合、これに伴う固定資産税、土地につきましては従来どおり、その取得の日の翌日から起算して、1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設着手があった場合に限りという制限がございますが、これにつきまして、町税条例の規定による固定資産税の標準税率1.4%ではなくて、初年度が標準税率の10%、第2年度が25%、第3年度が50%の不均一課税として税制面で支援するものでございます。

対象業種に旅館業が加わり、新たに始めようとする方や増築等をする方への支援となりますので、今後制度の十分な措置を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

製造業に加えて旅館業が加わるというような改正の内容でございますが、今ご説明いただいたわけでありましたが、具体的にいかほどの減税になるか。例があれば試算したものを御提示いただければと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） その建物の規模によって違いますが、例えば旅館や民宿等を建設いたしまして、これにかかる固定資産税の年税額を100万と想定した場合で、3年では300万円ですが、これが3年間で85万円ということで、215万円減額されるということになります。

以上であります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

#### 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町及び香取郡干潟町が廃置分合することに伴い、千葉県市町村総合事務組合の規約を改正することについて協議を求められたものであり、早期に事務を進める必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもの

で、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 議案第4号でございますが、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体であります旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町及び香取郡干潟町が平成17年7月1日に廃置分合し、新たに旭市が設置されることに伴いまして、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少すること、並びに千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正することについて協議が求められたものであります。

この規約の一部改正とあわせて早期に事務を進める必要があるということから、地方自治法第179条の第1項の規定によりまして、17年5月24日に専決処分をさせていただき、同条第3項の規定によりまして、議会の承認を求めます。

規約改正の主な内容といたしましては、第1点目といたしましては、廃置分合により合併市町が廃止されるとともに、海上郡が消滅し、また、当該廃置分合により千葉縣市町村総合事務組合の組織団体であります旭中央病院、東総塵芥処理組合、飯岡町、海上町学校給食組合と旭市外3町の清掃組合が解散することでございます。

次に、2点目といたしましては、当該廃置分合により設置されている新旭市を新たに千葉縣市町村総合事務組合に加入させること並びに組合議会議員の選挙区に関する規定を改正することでございます。

よろしく願います。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、先にご承認いただきました千葉縣市町村総合事務組合の規約変更協議と同様、旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町及び香取郡干潟町が廃置分合することに伴い、千葉県自治センターを組織する地方団体の数を減少することについて協議を求められたものであり、早期に事務を進める必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 議案第5号でございます。千葉県自治センターの組織団体である旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町及び香取郡干潟町が平成17年7月1日に廃置分合しまして、新たに旭市が設置されることに伴いまして、自治センターを組織する地方公共団体の数を減少することについて協議が求められたものであります。早期に事務を進める必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、17年5月24日に専決処分をさせていただきます。議会の承認を求めますのでございます。

なお、この自治センターの規約につきましては、すべての市町村を構成する組織で構成することとさせていただきますので、規約の内容の変更でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、町国民健康保険制度の健全な運営を目的に条例の一部改正をお願いするものです。

町の国民健康保険特別会計は、国保税の算定基礎となります加入者の所得や資産が、景気低迷や地価の下落等により引き下がる一方、医療費の高騰は年々進み大変厳しい状況にあります。平成14年度からは基金の取り崩しにより税負担を抑制してまいりましたが、財政調整基金も残りわずかとなっております。

今後も従来に増して保険事業との連携を図り、医療費の抑制に努めなければならないという認識を強くします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、6月10日開催の国保運営委員会におきまして協議、承認をいただいていることを申し添えます。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、お手元の資料2ページをご覧くださいと思います。

国民健康保険税の税率につきましては、平成6年度を頂点といたしまして、以後の年度から徐々に引き下げ、平成12年度から15年度までの4年間は税率を据え置くということで推移しておりましたが、歳入面では国保税率の算定基礎となります町民税、固定資産税が減少する一方、歳出面では医療費の高騰が進み、ここ数年、毎年財政調整基金を取り崩し税率の上昇を抑制しているところであります。

また、平成16年度につきましては、基金5,800万円の取り崩しと合わせ国保税率の改正をお願いし、財源確保を図ったところであります。17年度の状況でございますが、まず、国保加入

者の皆様の総所得見込額が景気低迷により対前年度比5%減少したこと。また、引き続きの地価下落によります固定資産税の減少等により、国保税の算定基礎となります所得割、資産割が同じ税率のままでは減少してしまうという状況でございます。

一方、医療費の高騰は依然として進み、資料の3ページの方をご覧いただきたいと思いますが、平成14年度より税率の上昇を抑制するために財政調整基金を取り崩してまいりました。平成13年度末で1億7,700万円ありました財政調整基金の残高は、16年度末で4,000万円と残り少なくなっております。

現在は、通常1カ月分の医療費支払額は約5,000万円でありますので、不測の事態等に備えまして、財政調整基金が5,000万円程度あることが理想的であります。今年度も2,000万円を既に取り崩し財源に充てておりまして、残りは2,000万円となっております。

以上のことから、まず1段階といたしまして、国保加入者の所得割の減少分を補うための税率改正、さらに医療費の高騰分、また、今まで基金の取り崩しで補っていた部分についても税で補うという状況でございます。

改正内容についてご説明いたしますが、まず、医療費分につきまして、第3条、所得割の6.1%を6.7%に、第4条、資産割の31%を35%に、第5条、被保険者1人当たりの均等割を1万7,000円から1万8,000円に、第5条の2、世帯別の平等割を2万5,000円から2万6,000円に変更し、介護保険分につきましては、国が示す税の負担に近づけるため、第6条、所得割の1%を1.2%に、第7条、資産割の6.5%を6.7%に、第7条の2、均等割を6,500円から7,100円に、第7条の3、平等割を4,500円から5,500円に変更するものです。

また、第11条につきましては、軽減措置を施すための改正でございます。

第13条は、納税通知書の様式につきまして、今まで条例で定めていましたものを、町税条例同様規則で定めるものに変更するものでございます。

これによりまして、約3,000万円の財源の確保を予定しております。1世帯当たりの税額は14万3,210円、1人当たりの課税額は7万3,522円でございます。昨年と同じ税率で計算した場合と比較いたしますと、1世帯当たり1万1,260円の増、1人当たり5,781円の増となっております。

また、郡市内の状況でございますが、夷隅町、勝浦市で本年度税率を上げることを予定しており、他町については据え置きということで聞いております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 大変丁寧なご説明、また資料をいただいたわけでありますが、確かにそろばんではこうなるということは、これを見ればわかるわけであります。私が言うまでもなく、国民健康保険法第 1 条では、憲法第 25 条の要請にこたえて、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとし、社会保障制度であることを明確にうたっているわけであります。

ご承知のとおり、国保は皆保険の中でありまして、そういう中で、先ほど税条例の改正の中でも、また税の負担が重くなるというような内容の議案もありました。そうした中で国保条例、1 人当たり 5,000 円を超える、また世帯といたしましても、1 万円を超える改正になるわけでありますが、これについて今説明でもそういうようなお話もありましたが、具体的にどう住民に対して説明をしていくのか。また、今後この資料を拝察するならば、さらに保険税が上がるような状況も見受けられるわけでありますが、そうしたものにおいて、どのように抜本的に改革をしていくのか。単にこのままいけばどんどん住民負担は上がってしまう。また、この資料を見ますと、収納率も 94% というような試算をされておりますが、過去の決算から見ましても、これはかなり高い数値というふうに見るわけであります。

そういう意味におきまして、どのように運用をされていくのか。細かい運用について、特に医療面におきましては健康づくり、そういう面につきましても、今以上に努力が必要だろうというふうに思います。また、こうした増税に対しまして、法定の減免制度、また、申請減免についての制度もあるわけでありますが、そうした制度が本町で今どのようになり、どのように運用されているかについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） ただいま 3 点ほどのご質問がございましたけれども、まず、抜本的な改革というご質問ですが、その前に町の現状と伺いますか、被保険者の内容をご説明いたしますと、人口が 8,200 人ほどございまして、国保加入者が 4,650 人ぐらいでございます。その中で高齢者、いわゆる 65 歳以上が、ご承知のとおり 35%、県下で 2 位でございます。中高年が 35% ございまして、40 歳未満の人口が 2,609 人、32% でございます。

このような人口割合でございまして、さらに、今の制度が 70 歳に到達すると、段階別に 75 歳まで国保にとどまるということになっております。現在 3 年目を迎えておりまして、年々国保加入者は減るところか増えてございまして、150 人ぐらい年々被保険者が増えております。

このような状況の中で、制度が今のような制度でございまして、人口の割合もそのように

なっております、なかなか抜本的な改革というのは難しいところでございますけれども、今までどおり広報による周知、あるいはレセプト点検、保健福祉課と連携しまして、基本健康診査の受診率の向上、教育委員会と連携しまして、B & Gで各種教室が開催されておりますので、中高年の参加者を引き続き参加いただきまして医療費の抑制に対応していきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 健康づくり事業、また健診事業、例えば先日のお知らせ版などでも、各地をくまなく車を出して無料で送迎サービスをするような、そういうような施策もとっていただいているというふうに思います。そうしたことはきちんと担当者が認識をしていただいて、どういうサービスがされているのかということも、一方できちんと認識する必要があるというふうに思うわけであります。

そして、もう一つ、最後の減免制度であります、法定減免制度、大きく分けて3点あるというふうに私は認識しております。それが本町においてどういうふうに運用されているかというのが私の質問であります。

また、申請減免制度というのは、自治体において独自に条例に定めて行うものであるというふうに私は認識しておりますが、それが本町にあるのかなのか。また、どのように運用されているかというのが私の質問の趣旨でございますので、改めて答弁を求めるものでございます。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） まず、ご質問の第1点目の住民、納税者の方への周知ということでございますが、それについては、昨年もやはり同じように税率を上げており、国保税についてのパンフレットを納税通知書に同封しました。今年度はパンフレットは同封しませんが、町の方で作成いたしました医療費の現状と保険税の計算方式等についての資料を同封し、また、お知らせ版やホームページ等で周知を図りたいと考えています。

それと、先ほどご質問のありました徴収率94%ということでございますが、ご質問にもありましたように、現年度分の94%では、私どもにとっての努力目標も含めた数字でございます、ここ数年の徴収率15年度で92%、16年度の見込みが92.2%でした。ただし、昨年度の決算でも滞納が多く残っておりますので、これについて徴収努力するようというのを国保運営委員会でご意見がございまして、4月から税務課では1名徴収担当の職員を増加いたしております。また、徴収について県からの職員派遣を受けるとともに、3カ月間町職員の県税事務所派遣も

今年度で実施し、滞納者についても今まで以上の徴収努力をして行きたい。また、現年度分についても徴収率の向上を図りたいというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 石井議員のご質問なんですけれども、高額医療のご質問と思いませんけれども、違いますか。

1番（石井芳清君） 法定減額という制度がございますよね、国保の中で。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 町条例第11条の中で6割軽減、4割軽減が規定されております。この内容については、総所得金額が33万円を超えない世帯については4割負担していただいて、6割を軽減するということと、33万円プラス被保険者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯については、4割を軽減して6割を負担していただくという軽減措置が定められております。

以上です。

1番（石井芳清君） 町の制度ですか。

住民課長（佐藤良雄君） 町が定めてございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） それは法定減免ですよ。もう一つ私が聞いたのは、申請減免といって、要するに町独自で、単独で条例を定めることができるという制度が規定されているというふうに思うんですね。国保法第77条、地方税法第717条ですか、その規定は町にあるのかなのかということです。先ほど全体の税の議案の中では、災害だとかいろいろあったではないですか。そういうものがこの国保の中でも設ければそういう対応ができるわけでありますが、ないというならば、ぜひそういう制度も、町としては今後研究課題としてやはり設ける必要があるというふうに思うんですね。

それから、退職者が国保に移る例が大変多いという報告もありまして、それが年度の中途なわけですね。そうしますと、現実的には前年に対する課税というふうになりますので、そうすると、会社に入っていればかなり高額所得なわけですね。そうすると、最高限度額になっているところ。ところが退職した中で、仕事につけばいいですけれども、もし仕事につけないと実質収入がゼロになるわけですね。そうすると、その年は仕事がないにもかかわらず、前年度課税ですから、最高額で徴収がいくと私は認識しているわけでありまして。そういう人たちにどうい

う対応をとるのかということだというふうに思うんですね。

ですから、そろばん上は今日、提案された内容にならざるを得ない。あとは一般会計から繰り入れする町もあるわけでありましてけれども、そうした中で、現実的に個々の対応をどうとっていくかというのが課題だと思うんですね。それから、こうして毎年どうしても高くなってしまいうちで、ぜひ町としての独自の対応努力を今後図っていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第7号 平成17年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 平成17年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）第1号について、提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算（案）は、補正額616万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億7,432万円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、平成16年度老人医療費確定に伴う法定負担率に基づく精算です。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成17年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、616万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億7,432万円とさせていただくものです。補正内容は、平成16年度老人保健医療費確定に伴い、法定負担率に基づく精算でございます。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明をいたします。

国庫支出金医療費負担金497万9,000円の増、繰越金118万4,000円の増、歳入補正額616万3,000円とさせていただくものです。

次に、歳出でございますけれども、3ページをお願いいたします。

諸収入、償還金389万5,000円の増、一般会計繰出金226万8,000円の増、これにつきましては、医療費に対する法定負担率に基づき概算負担金の精算を行うものでございます。歳出補正額を616万3,000円とさせていただくものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時02分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分）

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、議案第8号 平成17年度御宿町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第8号 平成17年度御宿町一般会計補正予算（案）第1号について。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出とも3,844万9,000円を追加し、補正後の予算総額を35億2,944万9,000円とするものです。

主な内容は、補助金が追加して採択されたことによる町道改良事業費の増額や、御宿町小学校内の共同調理場の改修費等です。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） それでは、議案第8号の平成17年度一般会計補正予算（案）第1号について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

3ページの債務負担行為について説明いたします。

中学校の校舎外構工事につきまして17年度、18年度の2カ年での計画をしていますが、この工事を一体的、効率的に進めるため、当初予算に計上済みの外構工事費3,000万円を含め、17、18年度を期間とし、その限度額を6,800万円とする債務負担行為を設定するものです。

次に、4ページの地方債の補正について説明いたします。

町道0106号線道路新設改良事業について国庫補助金が増額採択されたことに伴い、事業費の増額計上と合わせ、充当率により町債についても増額変更するものです。

その他補正予算の内容につきまして、5ページからの事項別明細書により説明いたします。

歳入予算ですが、15款の国庫支出金、節の心身障害者福祉費補助金21万4,000円は、障害児デイサービス事業の実施に伴う国庫補助金を追加して計上するものです。

道路橋梁費補助金750万円は、実谷地先の御宿台入り口から県道までの間の町道0106号線道路改良事業について、国庫補助金の拡充が認められるため歳入の増額を計上するものです。

農地農業用施設災害復旧事業費補助金152万4,000円は、平成16年度に発生した農地及び農業用施設災害復旧事業について、補助金を17年度において交付することを決定されたため本年度に計上するものです。

16款の県支出金、節で心身障害者福祉費補助金10万7,000円は、国庫補助金と同様、障害児デイサービス事業の実施に伴う県補助金を追加し計上するものです。

農業費補助金64万6,000円は、イノシシの被害防止のための電気柵設置に係る補助金について、当初予算での見込みを上回る設置希望があったため、県補助金の増額が認められたために

計上するものです。

次の6ページ、19款繰入金、老人保健特別会計繰入金126万8,000円は、老人保健特別会計における平成16年度の医療保険に伴う精算繰入金です。

20款の繰越金、純繰越金865万円は、平成16年度からの純繰越金を充当し収支の均衡を図りました。

次に、諸収入、雑入1,334万円は、保養所建設を予定しております千葉工業大学の開発負担金を計上しました。

22款の町債の町道改良事業債520万円は、町道0106号線道路改良事業について国庫補助金の拡充が認められ、早期完成のため事業費を増額したことに伴う町債を増額計上するものです。

8ページより、歳出予算について説明いたします。

2款の総務費、徴税費の節で役務費2,000円、備品購入費23万6,000円、公用車について多額の修理費が見込まれるため、修繕費と同額程度の中古自動車の購入に必要な備品購入及び自賠責保険料の不足額を計上しました。

3款の民生費の社会福祉費、心身障害者福祉費委託料46万1,000円は、養護学校の放課後や長期休暇児の日中を過ごす場となる障害児デイサービス事業を実施するための経費を計上するものです。

次に、児童福祉費、保育所費、工事請負費57万1,000円は、御宿保育所において、給食を2階まで配送するエレベーターが故障したため、この修理のための工事費を計上するものです。

5款の農林水産業費、農業費、農業振興費負担金補助及び交付金82万5,000円、イノシシの被害防止のための電気柵設置に係る補助金について、当初予算での見込みを上回る設置希望があり、事業を追加して行うための不足額を計上するものです。

7款の土木費、土木管理費、土木総務費の負担金補助及び交付金3万2,000円、高規格道路の早期建設を目指し、新たに設立された地域高規格道路期成同盟会に対する負担金について、事務局を務める天津小湊町が鴨川市と合併することとなり、当初予算編成の時期において全体の事業が確定できず予算計上できなかったため、本補正予算において新たに計上したものです。

道路橋梁費の道路新設改良費の委託料60万1,000円、用地購入費717万5,000円、これは岩和田地先の電設健保前の町道0109号線の拡幅のための用地購入費及び分筆登記委託費を計上するものです。

道路橋梁費の0106号線道路改良費の委託料23万1,000円、工事請負費1,500万円は、国庫補助金の拡充が認められたため、早期完成のために事業の進捗を図るべく、実施設計に係る委託

料及び道路改良工事費を追加して計上するものです。

9 款の教育費、教育総務費の事務局費、負担金補助及び交付金21万5,000円、中学校海外派遣等について、当初見込み数を超える参加希望があったことから、同事業の他の経費を削減した後、補助を行うに当たってさらに不足する金額を計上するものです。

次に、小学校費、共同調理場費委託料10万円、工事請負費1,300万円は、御宿小学校内の共同調理場が経年劣化しているため修繕するとともに衛生面の改善をし、中学校分の給食に対応するものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,844万9,000円を追加し、補正後の予算総額を35億2,944万9,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） まず、歳入面からお伺いいたしますが、6 ページ、開発負担金ということではありますが、後段の方でも説明があったかと思いますが、具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

また、この地域、確か岩和田地域の上の方から見ますと、非常に出っ張った平な地域だというふうに形状を認識しているわけではありますが、この地域が開発されて建物ができるとなると、多分考慮されているというふうに思いますが、雨水の排水が必要になるかと思えます。この地域は過去、ちょうど坂を下り終わったところに海水が氾濫をして、何回か対策の工事を行ってもらった経過があるというふうに思うんです。それについてはどのような対応をされたのか。工事をしたのかしないのか。工事内容とともに、その辺についてまずお伺いしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、1,334万円の今回の歳入の内容につきましては、まず、道路及び用地測量分と道路の詳細設計、それから、先ほど企画財政課長から説明がありました道路の買収の登記、分筆委託ということと、道路用地分を含めて1,334万円ということで計上させていただいております。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 千葉工業大学の敷地に関する雨排水の処理についてですけれども、町の開発要綱に基づきまして事業者と協議をさせていただき、がけ下の側溝等について

は、再び改良をしていただくということで結論を見ておるところでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 敷地内の雨水は、基本的にはどこに流れるような設計で工事をされているわけですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 敷地内の雨水は町道の方へポンプアップということでありまして、あそこは高いところありますので、敷地は余り広くないんですけども、がけ面に当たる水の処理がすごく多くなるということで、今回の開発により改善していただくということでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） そうしますと、サンドスキー場のあたりから、ちょうど下り勾配になって岩和田の方に、宿方に流れていくというふうに思うんですね。町道のところに側溝があるわけですが、それが過去の中でも、現状の中でも、ちょうど宿方に入ってからという形で、オーバーフローして民家に入ったとかという事例があって、大分改修工事を、随分前の話ですけども、していただいた経過があるわけですが、今度はそうすると、建屋の水がプラスされるわけですね。それが今まで自然にがけの方に、そういう形で流れて行ったのが多いというふうに思うんですけども、それらが集中して、今度は敷地内の雨水が町道の方の排水路に流されるような今は説明だったと思うんですね。

ですから、大幅に水量が増えるというふうに思うわけですけども、その辺の対策はきちんととらないと、今年は今のところ梅雨も空梅雨のようですけども、まだ明けておりませんし、今東北の方では歴史的な豪雨であるというようなニュース報道もあります。今後そうしたことが起きてはいけないというふうに思いますので、その辺のところは十分に協議されて、対応ができていくということならばいいわけでありまして、今のお話ですと、がけ下の側溝についての改修ということだけのようでございますので、その辺のところをもう一度検証された方がいいというふうに思うんですが、その辺についての考えを伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 敷地内の改発行為に対する協議については、千葉県地域整備センターの方とも協議をし、流水計算をして、そのような災害を招かないような設計で施工されるという計画になっております。

また、それより上部の水については、電設健保の付近で横断をして、天の守の方へ流すよう

な構造にもされているところでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解しました。過去そういう事例がありましたので、そういうことがないということではありますが、しかし、十分な注意をして事業を進めていただきたいというふうに思います。

次に、移ります。

8ページであります。税務総務費の中で公用自動車の購入ということではありますが、額が23万6,000円ですか、これは新規ではないというふうに思いますので、この額が自動車の購入総額だろうというふうに思うわけではありますが、どういう内容であるのかお伺いしたいと思います。

あわせて、同ページにありますデイサービス事業と、それから、農業費の中ではイノシシの被害防止対策補助ということがありましたが、要望に対応したということではありますが、これで地元からの要望はとりあえず100%になったのかならないのか。それから、これはお金の現物支給だというふうにたしか理解しておりましたが、具体的にどういう対応を農家がされたのか。それについてもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 税務課の公用車の件でございますが、税務課で使用しております小型乗用車が5月に故障いたしまして、修理に出しましたところ、オートマチックミッションが故障しており、その部品については既に製造がされていないということでございます。そのため、同じ中古車のミッションを探してつけかえることも考えましたが、修理費がかなりかさみ、また、つけかえても何年もつという保障ができないということございましたので、同等程度の額で中古車を購入することで対応したいということでございます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 心身障害者福祉費委託料46万1,000円についてご説明させていただきます。

これにつきましては、構造改革特区区域の認定によりまして、介護保険法の指定通所介護事業所において、知的障害者及び障害児のデイサービス事業を実施できることになったわけです。障害児デイサービスにつきましては、養護学校の放課後や夏休み等の休暇時の日中過ごす場として相談や要望がありましたが、近隣では睦沢町にしか施設がなく、利用ができないサービスでありました。

この事業の目的は、介護保険法による指定通所介護事業所を利用することにより、身近な場所でのサービス利用を目的とするものであります。区域変更認定につきましては、町内に事業所を要するヤックスデイサービスセンターが、事業化へ向けて昨年度県へ申請をしておりますが、このたび認定が得られましたので補正予算で対応させていただくものであります。

実施方法につきましては、障害者等デイサービス事業の実施方法は、町が指定通所介護事業所に委託することにより行うわけであります。近隣市町に受け入れ事業所ができれば、また、その近隣市町の施設とも委託契約は可能となるわけであります。

利用対象者でありますけれども、町内に居住し、町住民基本台帳に登録されている65歳以上の方と介護保険法の要介護認定を受けている方々は除くとなっております。知的障害者福祉法または児童福祉法に基づくデイサービス事業の受給要件を満たし、かつ近隣において利用が困難な状況にある方を対象としております。

今回の事業所での利用につきましては、障害児に限ってスタートをしたいということでありますので、御宿町の該当者で申し上げますと、満1歳から小学生、児童までの療育手帳所持者は現在5名でございます。

概略につきましては、以上のとおりであります。

議長（伊藤博明君） 石田農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） イノシシの被害防止対策事業につきましてお答え申し上げます。

この事業につきましては、各方面から有害鳥獣対策ということでご要望をいただきました結果、当初予算に計上させていただきましたが、農家の皆様のご要望を聞きましたところ、当初の予定をかなり上回って70件のご要望があり、100%ということでその対応をさせていただきました。

事業の実施の内容でございますが、この事業は県の補助金を得て実施するものですが、県が3分の2、残りの3分の1を受益者ご本人の負担が15%以内、町が19%以内ということで実施させていただいております。実施主体は、御宿町有害鳥獣被害防止対策協議会ということでございまして、町が県の補助金を得て町の補助金を上乗せいたしまして、この対策協議会に支出いたします。本人、受益者の15%につきましては対策協議会にお支払いすると。そういうことで事業主体は対策協議会ということでやらせていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

税務課の自動車購入であります、中古車購入ということではありますが、昨日ニュースなどを見ていますと、県内のある自治体では、通常の乗用車ですね、1,500未満の車については、すべて中古車で対応するというようなニュースもあったわけではありますが、今後、本町の公用車についてどういう対応を図っていくのか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、これも経費削減の1つの例ということなのかというふうに思うわけではありますが、この間、御宿町役場では、こちらに庁舎が越してきて以来、財産目録を見ますと、数年間オートバイが目録の中にあったというふうに思いますが、近年そういうものが見られないわけではありますが、経費節減というなら、オートバイ、または自転車の活用ということも当然視野に入れていく必要あるというふうに思います。

本町は大変コンパクトな町でもございますし、雨の日に行けとか、そういうことを言うわけではありませぬので、そうしたものも今後活用を図っていくことが十分考えられるというふうに思うわけではありますが、公用自動車の更新、それから、またさらに経費削減、またそういうものも町民にとっても、町の行政マンとしての姿勢をあらわす機会というふうにも私は考えておりますので、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、イノシシ被害の防止対策であります、もう過ぎてしまったわけではありますが、つい1週間ほど前まで、本町は大変多くのゲンジボタルが発生したわけではありますが、私の近くでは、イノシシ被害の防止柵として電気柵が設けられてあったわけではありますが、それが田んぼの要するに歩く面ですね、そこの外まであったために、柵といっても高さが50センチ未満ですかね。確かにこのぐらいのカードがありまして、「危険ですので立ち寄りしないでください」とか書かれてあったというふうに思うわけがあります。

そもそもゲンジボタルというのは、懐中電気などで見るものではありませんので、子供たちでありますとか、それから女性のスカート、そして、特に一番問題になるのは、心臓のペースメーカー保持者だと思うんですね。大変高い電圧で電流はわずかだというふうに思いますので、普通の方は多少しびれる程度で済むかと思うんですけれども、そういうふうに環境がよくなっていく中で、そうしたことも考えられますので、ぜひそういう部分はきちんと周知もいただければというふうに思うわけではありますが、それについてのお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 公用車の今後の購入の方針というようなことですが、先ほどオートバイ、自転車というお話もございました。確かに燃費、また経済性を考えればオートバイということもあろうかと思いますが、今徴収等につきましても、事故のないよう2人体制で実施しているのが現状でございます。

それと、銀行も派出所ができておりますし、また、郵便局等についても集配をしていただけているというような状況から、1人で用を足すというようなことが、前に比べると少なくなっているというのが現状でございます。そういう中で、前に決算書にも載ってございましたけれども、オートバイの利用頻度も少なくなっているという状況と、また事故等を考えますと、今回中古車の対応をさせていただいておりますけれども、まだまだ中古車もこれから使えるというようなこともございます。大きな車を買うのではなくて、1,300くらいのクラスの車でございますので、まだ中古車で十分対応できるということもありますので、そういうことの経費の削減を図って、中古車の活用も視野に入れながら運用していきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） ご指摘いただきましたホテルを觀賞できるような環境になったということで、その辺も考慮しまして、頭に入れまして、危険のないように関係者に周知していきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） わかりました。オートバイにつきましては雨の日とか、今は税務という形で入っているというふうに思いますが、さまざまな利用目的もあろうかと思えますから、これから検討をいただければというふうに思います。

最後に、教育関係で伺いますが、共同調理場費ですね。それから、次の11ページに債務負担についての説明がされておるわけですが、これらの工事について、契約方法についてはどのように考えておるのか。また2カ年ということですが、例えば2カ年にしても、当然契約については分割ですか、こういうことも考えられると思うんですが、まず技術的にそういうものが可能かどうか。それだけを確認しておきたいというふうに思います。

また、方針等も決まっていれば、それについてご説明をいただきたいと思えます。

また、共同調理場費、これが通るとなれば当面の間、中学校での給食も御宿小学校で扱うというような方針になるというふうになると思うわけですが、具体的にこれは何月何日から、工事が終わったら供用が開始されるのか。

それから、あわせて今回の中学校建設における総工費ですね。これは確か昨年秋ごろがー

番総工費としては多額であったろうというふうに認識しているわけではありますが、今回補正が通ったと仮定いたしまして、総工費としてそれが幾らぐらいになるのか。それもあわせてご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 11ページの契約方法ということですが、債務負担行為でお願いしましたものにつきましては、一体的な効率的な予算を執行するためということで債務負担行為を組ませていただいたわけですが、発注につきましては、今後庁内での協議を進めた中で決めていくことになるということで、まだ具体的に決めているわけではありません。今後決めていきます。

それと、共同調理場費の供用についてはいつからかということですが、現在検討しておりますのは、中学校の調理場が1月から解体に入ります。小学校の方の工事につきましては、7月から8月にかけての夏休み中に施設内の整備を、それと冬休みにかけて、中学校から移設できる備品関係につきまして移設をして、1月から給食を開始させるという形に考えております。

それと、中学校の総工費についてですが、現在までに建築事業で試算しました費用につきましては、18億4,000万円というふうに考えております。これにつきましては、共同調理場を除いております。共同調理場を当初考えていました時点での総工費につきましては、20億9,000万円ということでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 契約事務についてお伺いいたしますが、こうやって通年としたわけがありますが、契約の相手方とすると、先ほども質問をいたしました、分割ということは実務上そういうことはできるのかどうか、それだけちょっと確認をしておきます。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） ご質問の契約方法という形ですが、現場の状況とかいろいろな条件はあると思います。今、田中課長の方から話があったように、債務負担行為をお願いした趣旨も含めまして、やはり本体工事の手順とかいろいろなものを考えた中で、今後どういう手法が一番いいのか、これらについて選択肢が幾つもあると思いますので、競争入札、随契、その他いろいろな条件によって変わってくると思いますので、これらについてご議決をいただいた後に、今後庁内で十分検討をしてみたいと、かように思っております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 私が聞いているのは、そういう手法ができるかできないかということなんですね。それで今、助役がご答弁された内容は、本議会では全会一致で、今、助役が答弁した趣旨ですね、意見書を上げておりますので、ぜひそれを尊重していただきたいということで、そういうことが可能か可能でないかということだけ簡潔にお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） そういう意味からすれば可能ではございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口です。

9ページの道路新設改良費717万5,000円、用地購入ですね。それと、先ほど石井議員が質問された開発負担金の中で答えていた雨水に関する質問ですね。ただ、負担金をそれだけ出して、そっけない答弁では出す方はいやになるのではないですか。もう少し質問に懇切丁寧に答える筋があるのではないですか。負担金を出させていて、木で鼻をくくったような答弁では、負担金を出す方はいやになってしまうでしょう。道路に対しても負担金を出していくという中で、雨水の対策も十分とってあるわけでしょう。そういうものを質問に答えればいいではないですか。全然答えていない。協議してあるだけだと。協議した後施工しているではないですか。その辺の質問に対して答えになってないです。人の質問ですけれども、大変不親切な答弁だと思う。金を出す方が嫌になってしまうと思うよ。

そういう中で、この用地購入費ですね。件数がどのくらいで、坪単価どのくらいかということと、電設健保に町有地を貸してあるという契約条項ですね。それを聞きたいのと、それとも一つ、石井議員が質問をしたように、10ページの工事請負費です。そういう中でそこは昭和39年度建設と。中学校の共同調理場は38年ですか、40年。そういう中でこれ以上補正が出てこないという確認をとっておきたい。また直しました、また直す、いつもそういう状況ですね。造りました、直しました、補正で。

中学校がだめで新築するという中で、造らないという整合性がないよね。委員会でも言ってますけれども、耐震耐久に耐えられないから改築するんだと。1年しか違わない、改築して衛生面も大変現場ではひどいと言っているものを、1,300万円も出してこれで打ちどめかという確認をとっておきたい。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは私の方から、公有財産の購入717万5,000円というこ

とで、その筆数は3筆148.85平米、単価にしまして、平米4万5,000円と6万円という単価がございました。

それから、電設健保の占用というお話ですが、これにつきましては昭和60年から、道路占用ということで一応お貸ししてございます。

議長（伊藤博明君） 8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 半端な土地を買うと言いながら、平米6万円、平米4万5,000円というのは大変高い土地だと思うんですね。要するに預かった金だからという話もあると思うんですけども、その辺を考慮しないと大変高いものにつくのではないかなと。それは譲ってもらうというあれもあるかもしれないけれども、少し配慮があっていいのではないかなと。

それと、道路占用として貸してあると、契約書は当然あると思いますけれども、原状回復が現状ではないですか。応分の電設健保の負担が生じてくるわけでしょう。道路をつくるから、すべてこっち持ちという話ではないでしょう。貸したものは返してもらうと。道路をつくる時は返すという1項が入っているんでしょう、原状回復で。その辺の確認なんです。道路用地に変えます。工事費もすべてこちら持ちだというのは、契約上おかしいのではないですか。その辺の契約がどうなっているのかという質問です。原状回復で返すのかと。それと、多分そういう場合、道路が新設されるときは必ず返すとか、異存なく返すとか、そういう1項が入っているのではないですか。それと買収は別の話ですよ。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） ただいまのは一体的な中でのご説明になるうかと思うんですが、まず、電設健保で貸しているお話というのは、当時いわゆる観光面で開発等もある中で、町としても購買力の増とか、そういう意味合いから現在は貸しているというようなことをやってきている。その後単価のお話ですが、これにつきましては……。

議長（伊藤博明君） 8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 8番です。

そういう契約条項はあるかと。道路を貸しているのは承知なんですよ。貸して、今度は新しく拡幅するという中で、現状に戻すという1項が入っているのか入ってないか、あるいは契約があるのかないのかと。勝手に貸しているのかと。要するに、契約があるのかないのかという確認と、そういう中で契約があるのならどうなんだというのと、はっきり言って、坪18万円か19万円ぐらいすると。幾ら半端な土地だって、これは前のニューハウイの土地と同じで暴利ですよ、これは。今どきそんな土地はないよ。

要するに契約条項はあるのか。契約があるのかどうか。まずそれを確認してくださいよ。こういう工事に入っているんだから、契約があるかないか。それから話してください。考えるところではないと思うんですが。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） 先ほども申し上げましたとおり、道路占用ということで、占用をなしておりますが、それについてのたゞいまは資料を持ってきておりませんので、お時間をいただきます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 先ほどの石井議員の質疑に関する私の答弁の中で、説明が足りませんでしたけれども、ご心配されました雨水等については開発協議が済み、千葉県及び町の開発の許可書を千葉工大に出して、それで開発負担に関する協議が整ったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 道路は道路法によりまして、町道であれば町への占用、道路管理者の占用許可申請がなされるわけですが、私の記憶ではあそこの現場は、先ほど質問がありましたように、かなり傾斜がきつい坂がございまして、そういう状況から考えて、電設健保さんと道路の関係、U字溝とか排水施設について、占用したいというようなことがあったと思うんですね。それは私どもの状況判断で、石井議員もありましたが、過去に下流の方の地域へ悪水が流れて云々ということも踏まえて、電設健保さんが道路敷の中に排水設備をしたと。あそこは三味堂と言うんでしょうか、あれから左の方に迂回して排水をしたような記憶が私はありますが、それを踏まえて全体の中で、町にとってもその占用、排水設備等々につきましては有益だというようなことから、当時の判断として、撤去云々という条項はなかったように記憶しております。

結果として、当時は全体の排水計画とか、町そのものが排水設備ができなかったゆえに、たまたま電設健保さんのそういうふうな開発計画の中で、逆に条件的に排水整備をしたというふうな記憶もございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 施設の改修が今後ないのかというご質問ですが、施設の改修につきましては、先ほど建設年度についてのお話がありましたが、御宿小学校の供用開始については、昭和42年に建設して38年経過しております。御宿中学校につきましては39年に建設した

ということで、多分その聞き違いだと思います。

ただし、現実的にはさほど変わっておりませんが、改築につきましては、今回は中の改修をさせていただいて対応は可能というふうに考えています。ただし、中で使います厨房備品等につきましては中学校から移設等をいたしますので、それらについての修繕費等は、今後多少はかかってくるというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 先ほどの助役の答弁ですけれども、要するに何もないということですよ。何もないんなら、今後の交渉の中で、そういう負担は当然電設健保の方であるのが当然だということではないですか。それと、単価等を適正なものにしていかなければ、これはぶつたくりやたくりですよ。こんなものが通るようではしょうがないでしょう。

以上。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、午後1時まで休憩いたします。

（午後12時02分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

発議第1号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、発議第1号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君登壇の上、説明願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 発議第1号。

平成17年6月28日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、瀧口義雄。

賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼、同、松崎啓二、同、新井 明、同、浅野玄航、同、川城達也。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書（案）

平成11年度の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議員の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていることと、「議会を招集する暇がない」を理由に条例や予算案が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限などの制約的规定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新しい地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

記。

- 1、議員定数の自主選択
- 2、議会の機能強化
- 3、議会と長の関係
- 4、議会の組織と運営の弾力化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日。

御宿町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇 千景様、内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務大臣、麻生太郎様。

以上です。

議長（伊藤博明君） これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第14、請願第1号 「国における平成18(2006)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 「国における平成18(2006)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、夷隅郡大原町大原7400 - 10、団体名、千葉県教職員組合夷隅支部、支部長、鈴木誠二。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、伊藤博明殿。

請願趣旨。

平成18(2006)年度予算編成にあたり、教育基本法の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成18(2006)年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てる使命をおっています。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。子どもたちの健全育成を目指す豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

しかし、平成17(2005)年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比5.4%マイナスとなっております。また、市町村が教育施策を進めるために必要不可欠な地方交付税交付金の削減もされています。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたいと考えます。

1、子どもたちに、きめ細やかな指導をするための第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

2、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助にかかわる予算を拡充すること。

4、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること。

5、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

6、子どもの安全と豊かな学習を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましても、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

地方自治法第124条の規定により、上記の請願書を提出します。

以上です。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号を採決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長(伊藤博明君) お諮りいたします。

ただいま提出者、白鳥時忠君、賛成者、石井芳清君、新井明君、浅野玄航君から、発議第2号「国における2006年度教育予算拡充に関する意見書」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長(伊藤博明君) 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

議長(伊藤博明君) 白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明を願います。

(9番 白鳥時忠君 登壇)

9番(白鳥時忠君) 発議第2号。

平成17年6月28日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、石井芳清、新井明、浅野玄航。

国における2006年度教育予算拡充に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

国における2006年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、教育基本法の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるといふ重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校を初めいわゆる学級崩壊、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等

さまざまな深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施設の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

しかし、平成17年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比5.4%マイナスとなっている。県・市町村への地方交付税交付金も削減されている。豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

子どもたちにきめ細やかな指導をするための第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。

保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助にかかわる予算を拡充すること。

子どもたちが地域で活動できる総合的型地域クラブの育成と環境、条件を整備すること。

危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

子どもの安全と豊かな学習を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど、国においては教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに、十分な教育を保障することが国民への共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月28日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、財務大臣、谷垣禎一様、文部科学大臣、中山成彬様、総務大臣、麻生太郎様。

以上です。

議長（伊藤博明君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第2号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第15、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書についてを議題といたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(9番 白鳥時忠君 登壇)

9番(白鳥時忠君) 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、義務教育費国庫負担制度を守る千葉県連絡会、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、千葉県都市教育長協議会、千葉県町村教育長協議会、千葉県PTA連絡協議会、千葉市PTA連絡協議会、千葉県小学校長会、千葉県中学校長会、千葉県公立学校教頭会、千葉県養護教諭会、千葉県学校事務研究協議会、千葉県学校栄養士会、千葉県教職員組合、会長、安藤昭雄。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、伊藤博明殿。

請願事項。

平成18(2006)年度予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い

い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかしながら、「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点になっています。政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政事情を理由として、これまで義務教育国庫負担制度から対象項目をはずし一般財源化してきました。平成16(2004)年度からは、教職員の給与費だけが対象項目になってしまいました。さらに、平成18(2006)年度までに補助金を3兆円削減することを検討しています。

現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。このように、現行制度では自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民にひとしく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止され全額都道府県に税源移譲がされた場合、9都府県を除いて、現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっています。多くの県では、財源が確保できずに、「40人学級」など現在の教育条件の維持が危惧されます。このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を「義務教育費国庫負担制度」から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましても、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長(伊藤博明君) お諮りいたします。

ただいま提出者、白鳥時忠君、賛成者、石井芳清君、新井 明君、浅野玄航君から、発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第3号の上程、説明、採決

議長(伊藤博明君) 発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

議長(伊藤博明君) 白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

(9番 白鳥時忠君 登壇)

9番(白鳥時忠君) 発議第3号。

平成17年6月28日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、石井芳清、新井 明、浅野玄航。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかにかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点になっている。政府は、教育の質的論議を抜きに、国の財政事情を理由として、これまで義務教育国庫負担制度から対象項目をはずし一般財源化し、平成16(2004)年度からは教職員の給与費だけが対象項目になってしまった。さらに、平成18(2006)年度までに補助金を3兆円削減することを検討している。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりでなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るために、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、財務大臣、谷垣禎一様、文部科学大臣、中山成彬様、総務大臣、麻生太郎様。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

発議第3号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を直ちに採決いたします。

発議第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第16、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については3回を超えることはできないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

瀧口義雄君

議長（伊藤博明君） 通告順により、8番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口。

議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

2点質問させていただきます。

1点は、12月5日にいすみ市という新市が誕生するに当たって御宿町との関係、もう1点は、町の財産の取り扱いについてです。

第1点目、12月5日にいすみ市が誕生することになりました。これについて、御宿町と新市の関係等々について質問させていただきます。

1番目に、12月5日にいすみ市が誕生するに当たって、合併に当たっては3,000項目の協定事項があるという中で、3町の方はまだ合併協議のさなかと。7月6日に夷隅町で合併協議会があるということも聞いております。そういう中で、一方的に対御宿町との関係が煮詰められても困るという中で、今まで御宿町と新市誕生をするいすみ市との協議はどのように行われているのか。また、今後どうやっていくのかという基本的な考えをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） いすみ市の誕生に関しましては、今後の関係の位置づけ、また、現在までの協議についてということですが、御宿町といすみ市との位置づけは、夷隅郡市の関係から、広域市町村圏内の関係地方公共団体の位置づけになると考えます。

また、一部事務組合については、廃置分合等による規約の改正に伴いまして、それぞれの事務組合で、既に構成団体に内部協議がされている団体もございしますが、構成団体の減少により、負担額の増加や構成団体の議員定数等、合併により人口規模の大きくなる市と、不公平がない

ように何らかの調整が必要になるかと思えます。

また、御宿町と大原町の業務に対しての委託受託の事務がございます。そうしたことや、夷隅郡市の各町で構成している連絡協議会等が40団体ございます。こうした団体の今後の取り扱いにつきましては、現団体の必要性、これらの見直しの検討を行いまして、事務事業の廃止や縮小、また団体の統合を含め検討し、構成団体の減少による負担金の算出方法や委員等の選出、また、17年度は事業計画に基づきまして既に執行されていることから、年度途中で新市の誕生となるということから、精算の方法等についての取り扱いなど年内に協議が必要になるかと思えます。

そういう中で、夷隅郡市の負担金審議会特別委員会がございます。これは夷隅郡の町村会長が委員長になっておりますが、各団体に検討結果を7月29日までに回答をするようにという通知をすることになっております。その回答を受けましてから協議するということになるかと思えます。

また、いずれにいたしましても、先ほど議員が言われましたように、3町では事務事業の調整協議がされているところでございます。そういった中で具体的な事務の調整につきましては、新市長が誕生後になるということも考えられます。大原町との委託、受託の事務を含めまして、議会の意見も伺いながら、町にとって最良な協議になる方向性を見出していきたいと、このように考えております。

8番（瀧口義雄君） 自主性と主体性を持って、また御宿町が負担増にならないように、それとまた、新たな関係が構築ができるように連絡を密にしてお頂きたいと思えます。

そういう中で、総務課長も言われましたけれども、広域市町村事務組合、国保国吉、また、環境衛生組合等々協議する内容は多々あると思えますけれども、特に今関心を集めているのは国保国吉病院についてではないかなと思えます。

そういう中で、国吉病院に対する町の基本姿勢ですね。それと、今後の事務上どのように推移していくのか。そしてまた、交付税等々がどのような配分になっていくのかということと、先ほども出ましたけれども、大変財政が硬直化しているという中で、国吉病院また中学校の改築をやっていく中で、今後の財政的なもの見通しを担当課長に言っていただければなと思えます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、国保国吉病院組合につきまして、協議内容、今後の町の基本的な対応についてご説明させていただきます。

国保国吉病院組合につきましては、3月定例議会以降の協議内容についてご説明させていただきます。病院建設事業につきましては、国保国吉病院組合議会議員の中村、松崎、吉野議員を初め、議員各位にはたび重なる勉強会など大変なお骨折りをいただいておりますことに、深く感謝申し上げますところでございます。

本建設事業につきましては、3月14日の御宿町議会議員協議会におきまして、国吉病院組合事務局から、国保国吉病院組合移転新築事業の説明をいただき、議員各位から合併特例債の活用、収支計画についての積算根拠、経営改善、交通アクセスの改善、高齢化に向けた連携などについて、さまざまな意見、要望が出されたところであります。

4月20日の御宿町議会全員協議会におきまして、井上町長が、少子高齢化による地域医療の充実が町の重要施策であり、町総合計画では国保国吉病院を地域医療の要と位置づけ、連携を図りながら医療受診体制整備を図ると位置づけていることなど、町民の生命、健康保持、医療サービスの充実を図るという観点、また御宿町の平成15年度の病院利用率3.2%、シルバーハピネスの入所率6.3%、交通アクセスの整備や新病院の医療サービス向上によれば、利用率はさらに高まることなどを考慮し、これまで国保国吉病院組合で示されていた負担率9%を6%以内に引き下げを要望し、これが可能となれば、引き続き経営参加をしたい旨の表明をしたところでございます。

町長から、久我管理者へ負担率引き下げの申し入れをし、4月21日の町村会の席上で、御宿町の負担率につきましては6%、3%の引き下げ分は夷隅町、大原町、岬町が各1%ずつ負担することで内諾を得られ、5月6日の国保国吉病院組合議会全員協議会におきまして、負担率の改正案が示されたところであります。

5月12日、5月20日に御宿町議会議員協議会でご協議をいただき、御宿町の建設負担率6%につきましては、議会のご了解をいただいたところであります。その際に、議員各位から利用率の向上対策や病院経営の改善等について強い要望が出されましたが、5月20日に企画財政課長に同行していただき、国吉病院事務局長を訪ね、御宿町議会議員協議会でのご意見、また御宿町執行部の意見を伝えたところであります。

御宿町議会では、建設工事着手は、新たな体制となる新市誕生後の12月5日以降を要望しており、国保国吉病院組合3月議会での予算協議の内容を遵守されたい。これに対しましては、事務局長は、新市誕生前の着手は難しいと考えているという回答でありました。

次に、経営計画に示された各種の繰出金を上回ることはないよう経営改善を要望しましたが、事務局長は、これ以上の負担は求められないことは十分認識をしており、経営改善を図ってい

きたい。また、規約変更につきまして、一括改正を予定しており、構成町の議会協議は9月定例議会を目指しているという回答でありました。

利用率向上対策として、交通アクセス整備の要望につきましては、以前瀧口議員から要望があり、検討したが、費用面で立ち消えになっている。病院直営でなければ検討は可能という回答でありました。

町では、6月10日に、国吉病院組合議会議員3名と副議長にご参加をいただき、規約変更に対する町の方針について協議をいただきましたが、議員定数につきましては、いすみ市だけで組合議会の議決を決するバランスにならないように、また、議員定数についても現行より削減を図るという観点から、いすみ市5、大多喜町3、御宿町3名という案で協議がなされました。

6月13日に、正副管理者会議において規約変更についての協議がなされ、議員定数については、A案として、議員総数12名、内訳としましては、いすみ市6名、大多喜町3名、御宿町3名。B案は、議員総数11名で、内訳として、いすみ市5名、大多喜町3名、御宿町3名という2案の中で今後協議をしたいということでありました。町といたしましては、B案で協議に臨む方針であります。

規約変更につきましては、合併特例法第9条の2項により、合併市町村が引き続き加入する場合は、合併関係市町村及び他の地方公共団体の協議により、合併関係市町村の脱退及び合併関係市町村の加入という2つの変更事項を一度の手續により行うということであります。

今後の日程であります。6月30日に、国保国吉病院組合議会全員協議会が開催を予定されており、規約変更についての協議がなされるものと思われま。それを受けまして、御宿町議会議員協議会で規約改正につきましてはご協議をいただきたいと思いますと考えております。

規約変更、建設事業につきましては、組合議員と連携を密にさせていただき協議に臨んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上が3月定例会以降の国保国吉病院の経過と町の対応であります。よろしくお願ひ申し上げます。

8番（瀧口義雄君） 大変細かく会議の日程を説明していただきましてありがとうございます。そういう中で、建設に関する負担が町長の努力で3%削減されたものが、他町で持っているだけよという大変ありがたい話なんですけれども、では運営経費に対してはどうかというのは、今後の協議ということなんでしょうか。

それと、全体の収支ですね。5月20日ごろかな、突然運営費が予定額1,000万円ぐらい下がってきちゃうと。それはどういう根拠で下がってきちゃうんですかね。今までできないという

ものが、文句を言ったら1,000万円下がってきちゃうと。また文句を言えば、また下がるのかと。3%も下がったと。下げる根拠が見えないんですけれどもね。

それが1つと、あとは企画財政課長に聞きたいんですけれども、今後こういう建設に進んでいくという中で、町の収支バランスですね。その辺耐えられるのかどうか。委員会の方で、やればできると、そのかわりサービスが低下するという荒っぽい答えが出ていましたけれども、それは何でもやればできると思うんですよね。

中学校だって、給食センターを建てればできるし、何だってやればできるという中で一定の水準が必要ではないかなと。一定の水準を維持していける状況にあるのかと。町の基本政策、そういうものに沿った収支バランスがとれるのかと。負担が大きくなるのは目に見えていますけれども、福祉という観点だけで参加していいのかと。ほかのものが全部できなくなっていくのではないかなと。ちょうど昔のバブルと同じように、建物を建て、必要だから建てたという中で財政破綻来たところがいっぱいあります。

これは福祉だ、福祉だという形の中で、破綻の道を歩むのではないかと、大変危険な水域へ入っていつているのではないかなと。今までの経緯は経緯として、果たして国吉病院の建設に入ってしまった場合、また運営体制ですね。医師とか看護師とか、そういうものの経費がどのくらいかかるのかなというものを見ずにして、箱物だけ先につくって、あとはどうにかなるだろうというような荒っぽい話ではないでしょう。

やはり病院も一つの経営です。そういう中で、経営方針も示さなくて、建物が幾らかかる、実施設計が幾ら、早くくわ入れしたいなんていうとんでもない話が出ていますけれども、先が見えないまま、果たしていいのものかと。というのは、自分の足元を見れば、自分の家の台所もつくれないで、ほかに病院かよという話は一般的ですよ。それだって1年違いのものを改修してやると。今までの計画は何なんだと。それは問われて当たり前話ですよ。

そういう中で再度確認したいのは、国吉病院の建設に入ってしまった場合、町は財政的にどのような形になっていくのかと。また、氏原課長に聞きたいんですけれども、今までの経営は経営として、このまま病院とか、今のところ福祉ですよ。それは当然わかっていますけれども、これを踏み切ってしまっていいものかどうか。福祉だからオールマイティーという話ではない。破綻するようなものに踏み入れていいのかと、また違う方法があるのではないかなと。

それこそ国吉病院の改修だって、改築だって、新築ではないですよ、あるわけだし、用途の変更だってあるわけです。高齢者がこれだけ増えてきて、先ほども国保の話で説明がありました。30数%になっていくという、高齢者対策用の施設に変換だって可能なわけですよ。今まで

計画を進めてきたからって、方向転換できないようなことではいけないと思うんですよね。そういう中で時代に適した、また御宿町周辺の高齢化に適した施設に変換していくという柔軟な考えも1つは必要であるし、町もそういう形で提言する義務もあるのではないかなと。病院がすべてではないと。高齢者と対応するような施設に変換も一つの方法ではないかなと。

その3点。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 議員のご指摘にありますように、収支計画につきましては、3月14日の全員協議会の中で事務局の方から説明をいただきましたけれども、ご承知のとおり、積算根拠につきましては明確に示されなかったという状況であります。町の財政が逼迫する中、抜本的な経営改善が望まれるものであります。収支計画によれば大幅な経営改善がなされると期待できますので、事務局に対しましては、収支計画で示された金額以上の負担のないよう経営改善を要望しておるところであります。

また、先ほども質問に対する答弁を漏らしてしまいましたけれども、交付税についてのご説明をさせていただきます。

交付税措置についてでありますけれども、公営企業債に対する交付税措置は、現行の制度での算定は、元利償還金の3分の2に0.6を乗じまして、1から財政力指数を引いたものを乗じるという計算式であります。この計算式に当てはめると、平成25年度の元利償還金の御宿町分は1,556万円でありまして、交付税措置見込額としまして、およそ250万円余になろうかと積算できます。これは今後の制度改正がない場合の試算でありますので、参考数値としてご理解をいただきたいと思っております。

また、病床数による交付税算入額は、144床のうち町分6%で8床となるわけであります。現行より3床ほど増えるということですが、これも一定の計算式で算定しますと、およそ60万円が町に措置される計算となるところであります。

以上であります。

8番（瀧口義雄君） この交付税は新市になって見直すと、1市2町という形になりますよね。それは見直しがあるわけですよね。負担割合も運営経費も当然見直しがあるという考えでいいんですよね。もしいった場合にね。

保健福祉課長（氏原憲二君） 議員のご指摘とおり、これは負担率に基づく交付税措置でございます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 財政推計につきましては、さきの5月12日の全員協議会で示した状況と変わっていないところであります。国吉病院の負担金については、17年度には2,470万円という予算を計上しているところでございますが、国吉病院より示された経営改善計画により、18年度からは2,000万円余となっております。この町の財政推計では、平成20年度には赤字になるという推計となっております。

また、国吉病院事務局に対しては、示された経営改善計画の値を上回ることをないように申し入れした次第でございます。この財政推計の中で今後見込まれる広域ごみ処理施設、小学校統合に関する費用、中山間地域整備事業の費用等は含まれていない推計であり、さらなる厳しい財政運営を強いられるものと思っております。

8番（瀧口義雄君） 今、担当課長が言われたように大変厳しい中で、そういう方向に進んでいくのではないかなと思っておりますけれども、いつかこれについては、どういう形かわからないけれども、再教育しなければならない場が必要ではないかなと思っております。

そういう中で、先ほど1点、要するに方向転換はできないのかと。一番いけないのは、一部事務組合というのは地方議会の意見がなかなか吸い上げられないと。予算は勝手に持ってきて勝手に使って、足らなかつたら補正で出してくると。町の財政とかそういうものには全く関係なく、やりたい放題の、はっきり言って吸い上げだけの上部団体です。節度も節理もないという中で、そういうものを規約改正の中で改めていく方法はないのかと。御宿町議会、地方議会の意見が一部事務組合に反映されるような規約改正を、今後合併を機に盛り込んでいけないのかと。それをしないと、これは合併すれば、すべてどぼんだという荒っぽい話ではないと思っております。

そういう中で、合併を機に規約改正がなされるときに新たな、議員は出ますけれども、御宿町議会あるいは執行部の意見が直接反映されるような規約改正をしていただきたい。また、提案をしていただきたい。今挙げた4つか5つありますね。一部、広域もある、環境衛生組合もある等々、そういう提言をしていただきたいと思うんですけれども、総務課長どうですか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 今の議員のご指摘ですが、一部事務組合と申しますと、それぞれの団体で各議員または首長が議員、また執行者になっているという状況です。広域連合のように直接選挙されている場合ですと、もう少し合理的な運営ができるのかなと思います。

そういう中で今、議員のご指摘のように規約の改正等ができるか。それは、それぞれの組合がまず団体の規約を協議することが一番最初の重要な問題だと思います。それから、関係市町

村に協議がされる。そして関係町村の協議が調べ、規約の改正もあり得ることかなというふうにも思います。1団体が1つでも協議が調わなければ、この規約は成立しないというような法的な関係の中での組織になっております。そういうことですので、意見を述べ、意見が反映されて、その組合の団体の規約が全面的に改正されるということであるのならば、そういうことも考えられるかなというふうにも思います。

8番（瀧口義雄君） 大変難しいという認識ですけれども、このまま放置すれば、一部事務組合の負担は大変大きくなっています。節制するということがない団体ですから、あえてその辺を組合議員あるいは管理者等で再度協議していただければと思っています。

そういう中で、今までの3つの基本的な計画がございます。そういう中で新市ができる、財政事情も大変になっていくという中で、今までの計画では対応できないのではないかなと。基本は基本なんですけれども、基本まで見直さなければいけないような状況になりつつあるのではないかなという中で、新たに対応を考えることはないのかと。それと、今後の町の方針ですね。御宿町議会は伊藤議長を主導に、合併が破綻してから大多喜町と親交を深めて、協力関係を保とうという形に持っています。

そういう中で勝浦市、大多喜町が合併しないという形の中で、1市1町あるいは新市との対応を今後どういう形で町は進めていくのか。また、新しい関係を構築しなければならないのではないかなと思っておるんですけれども、その辺の対応ですね。議会は一人で突っ走るわけにいかないし、執行部がそういう形で動いていただけない限り、議会は議会としての権能も果たせないと思うんですよ。

そういう中で、勝浦市、大多喜町に対してどういうスタンスで臨むのか。また、新市（いすみ市）に対しては、今後とも協力体制をとっていくんでしょうけれども、残された大多喜町と勝浦市に対してどういう対応をとっていくのか、執行部の政治姿勢を聞きたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 現行の総合計画は、平成19年度から後期の基本計画期間となります。この計画は平成13年に策定された以降、長引く景気低迷、市町村合併、国と地方の三位一体改革や特区の制度、市町村合併という地方の三位一体改革や制度導入、地域再生の制度導入、個人情報保護法の制定など、地方自治体を取り巻く社会情勢が常に変化しております。

また、本年10月に国勢調査が実施されますが、人口年齢の構成、産業構造について最新のデータが活用できることとなります。現在の計画では、御宿中学校の完成が最重要課題でありませんが、今後のまちづくりについては、このようなデータを分析し、具体的な改革と実行計画を

中心に重点施策を明確に位置づけ、総合計画における基本構想の改定や、後期基本計画の策定についても、適切な見直しを行っていく必要があるものと考えております。

8番（瀧口義雄君） ちょっとピントがずれているようですけれども、それはそれとして、関係について今後どう進めていくのか、その辺もちょっとお願いできればなど。要するに他町との関係を今後どう進めていくのかと。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 私の選挙公約では「小さな合併は進めない」という指摘をいたしました。が、現在、少子高齢化に伴う社会福祉の増加や地方分権時代に伴う自治能力の向上や財政基盤の重要性を考えると、ある程度の人口規模での合併が必要ではないか、そのように考えております。

既に、夷隅郡3町の合併協議が出そろい、いすみ市が12月5日にスタートする現状にあり、残りの1市2町で合併を進めようとしても、大きな合併とは言えないのではないかと。しかしながら、行政改革を行い行財政の再構築は自治体としての自助努力が必要であります。1万人未満の町でこれを断行すれば、現在の行政サービスを維持していけるという財政見通しが立たないのが現状です。

全国ベースでは、3,232市町村が18年3月31日までに1,822、43.6%減という市町村構成になります。そのうち1万人未満の町村は1,048町村減り489町村になりました。千葉県では80市町村が56市町村となり、1万人未満の町村は12町村減り6町村となりました。それが新法では、8月ごろに示す予定になっておりますので、これを受けまして県では審議会を設置して、市町村合併の構想を作成する予定であると伺っております。

行政としましても、こうした社会背景とこれまでの経緯を踏まえ、今後いすみ市が誕生し、どのようなまちづくりを進めるか、早ければ年内に新市長が誕生することも考えられます。また、県市町村合併の推進構想がどのような形で示されるか、加えて合併新法では、交付税の算定換えについても特例の期間が年々短くなることから、町の財政状況を踏まえ、また、近隣状況を注視し、合併の優位性を検証し、適切な時期に適切な判断をしてまいりたいと考えております。

8番（瀧口義雄君） 質問の趣旨とはちょっと違っているんですけども、今後の合併に向けての考えではないかなと思っています。

そういう中で私の聞いたかったのは、要するに大多喜町と勝浦市に対してどのような関係を新たに構築していくのか。枠組みが変わりましたから、そういう中で他町との関係も、執行部

も大事にしていかなければならないと。財政的に厳しいとか、1万、2万とか、いろいろと今まで協議した話は十分承知しております。そういう中で、新法の中で動いていくということもわかっておりますけれども、まだ、いすみ市が誕生していない中で、いすみ市がどういう形態になっていくのかと。そういうものを見きわめて対応をとらなければいけないと。そういう中で、勝浦市と大多喜町との関係が重要ではないかなと。また新市との関係も、そういう中で総合的に判断していかなければならないかなという中で、執行部はより関係を深めていただきたいというのが質問の趣旨だったんですけれども、ちょっと意思が伝わらなかったようなんですが、その辺で再度ご答弁願えればと思っております。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 1市5町を勝浦市が、5町は大多喜町が抜けたと。そういう経緯、経過がありまして、多分その2町は合併についてのスタンスが御宿町とは多少変わるのではないかなと。そのような観点から、御宿町は積極的に担っていかなければいけないのではないかな。そういうことは考えておりますけれども、今日に明日というわけにはいきませんので、8月の国・県の指針が示されてから考えていきたいと、そういうふうに考えております。

8番（瀧口義雄君） 合併するしないにかかわらず、近隣市町村とは綿密に連絡をとって、連携して双方でできるものは交換していただければと思っております。

以上でこの質問は終わります。

次は、町有財産、特に町有地について質問したいと思っておりますけれども、合併協議会でも破綻の1つの原因は、町有地、町有財産の取り扱いではなかったかなと思っております。また、それで大変議論も交わしてきました。特に大多喜町、御宿町は町有地を大変抱えております。資産的に大変高いものが御宿町の町有地ではないかなと思っております。

そういう中で、町有地は言うまでもなく町固有のものであり、町民全体のものでないかなと思っておりますけれども、流動化してより有効的に使えればなと思っております。町有地に対する取り扱いはどうなっているのか。契約、用途別にちょっとご説明願いたいのと、借地料の設定基準ですよね。それはどのくらい収入があるのか。それと、固定資産税との数値関係です。それと、先ほど木原課長が言われたように、国保の資産割が違うと。自分の土地であるのと、借りてある町有地あるいは民間の土地でもいいんですけれども、国保の資産割が多少違うというのを聞いております。その辺どうなるのか。

それと、どのくらいの年月で借りていたら、一般に言われる3割引とか、そういうものが生じるのか。それと、今までは大変安い借地料だったと。今年から見直しが入っていると。算定

換えがあったという話も聞いています。そういう中で、できれば町としては買っていただきたいという中で、10年の転売禁止とか3割減だとか、そういうものの見直しを町有地の流動化を図る意味で考えられないか。利用している人が自分の資産として使えるような形もとれないのかと。また、一括では払えないけれども、長期月賦とかそういう形で、買える形をとれば固定資産税も入ってくる。大変町に対して有利だというような感じで、規約の変更等があれば、不動産屋が入ってきてどうのこうのという話にはなればそれは別ですけれども、借りている町民、また今御宿町に住んでいる住民が豊富な町有地を活用ができれば、これにこしたことはないのではないかなと。規約が多くてなかなか流動性がないというのなら、その辺の見直しも可能なら、ぜひそのような対応をとれないのか。

それと、固定資産税の関係で電算化したと。七百数十万使ったと。その活用は企画財政課の方、課は違うんですけども、運用できないのか。適正な管理という意味でその辺を二、三聞きたいと思っています。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 町有地につきましては、貸地の関係ですと、16年度では183件、9万6,420平方メートルを貸しているところです。用途別では、宅地が125件の3万3,006平方メートルで圧倒的です。そのほかに別荘や営業用地として60件ほど、6万3,414平方メートルあります。

借地料の設定基準ですけれども、平成16年4月に期間満了を迎えたものが非常に多くありまして、16年度より固定資産税の標準価格を参考に、評価額を算定し、その評価額に対して一般住宅では1.4%、別荘地では4.2%、営業地では1.7%、営業のための駐車場等は2.1%の額が1年間の借地料となる計算になっております。よって、一般住宅用地は固定資産税並みということでございます。

規約の件でございますが、町有地を処分するに当たっては、まず条例では、財産の処分についての議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例があります。このほかに御宿町の財務規則により事務手続はされておるところですけれども、この財務規則の買い戻し特約とか、3割軽減とか、そこまでの細かな運用基準は定められていないところであります。16年度の予算で町有地の管理台帳を整備いたしまして、9月の決算の議会にはその数値を示すこととなっております。それにあわせて財務規則にのっとった運用指針を定め、早急に皆さんにお示ししたいと考えております。

8番（瀧口義雄君） 要するに、財務規則というのがまだよくわからないんですけども、

今の話を聞くと、3割減とか10年の転売禁止とか、そういうものは載っていないという言い方をしていましたけれども、では何なんですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 3割減とかそういうものについては、通常借地権については国税局の例を見ますと、4割軽減とかそういうものもありまして、それらを勘案して評価委員会に諮り、3割軽減ということです。また、買い戻し特約については、売買契約を結んだときに買い戻し特約を設定するということです。

8番（瀧口義雄君） 要するに町の条例ではなくて、国の方のものを準用しているという形と、それは変更可能なのかということをお聞きしたい。要するに町で3割減あるいは買い戻し特例、あるいは10年の転売禁止というのは、町の条例で定めていけば変更は可能なかと。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） それは契約行為でありますので、条例とかそういうもので定めるものではありませんので、変更はあると思います。

8番（瀧口義雄君） 条例ではないと、規約だと、運用基準だと言うのなら内部でできるということですね。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） そのとおりでございます。

8番（瀧口義雄君） できたらそういう形で、より町有地が流動化して多く利用できるような、規約もありましょう、国の制約もありましょうけれども、ぜひそういう形で運用して、より多くの町民に利用していただけるような形をとっていただければと思っています。

そういう中で、一番肝心の町有財産の管理運用の基本的な考えはどこにあるのか、その辺が明確ではない。町有地を借りているものは売ってしまえという考えではなくて、残された町有地に対して、町の基本計画、実施計画あるいは都市計画に合わせて使っていかなければならないものもあると思うんですけれども、返ってきた佐藤工業の土地、あの広大な土地をどうするんだとか。まだ使っていない町有地がいっぱいありますよね。そういうものに対して町の指針があるのかと。基本的にどう扱っていくのかというものがちょっと見えないんですけれども。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 町有地については、基本的計画とか、その他もろもろの実施計画等があります。その中で土地利用計画も示されておりますけれども、そのような土地に関

する利用計画を勘案し、多くの機関と協議しながら町有地の処分はしているところでありまして、公共用に今後利用するものについては、当然処分はいたしませんけれども、借地関係については処分をしていくところでございます。

8番（瀧口義雄君） 大体わかりましたけれども、町有財産の取り扱いについて、土地利用に対する基本計画があれば保有している、これは簡潔明瞭な話かなと思っています。

そういう中で、最後になりますけれども、町に所有権はありませんけれども、今後のことを考えれば、御宿高校の跡地、また教育委員会で進めている岩和田小の跡地、こういうものに対して、町のへそになるよう大変重要な位置づけにあると思うんですよ。そういう中で、町としてどういう考えで、この跡地に対して臨んでいくかということも、更地になってからあるいは廃校になってからという考えでは遅いと思うんですよ。そういう中でいろいろと検討委員会等を立ち上げて、今後の町の方針を決めていくという考えがあるのかどうか。

議長（伊藤博明君） 教育長。

教育長（岩村 實君） 御宿高校の跡地、現在は勝浦若潮高等学校御宿校舎ですが、この跡地につきましては現状をお話しさせていただきます。

この問題につきまして、5月に入ってから13日と30日に2回にわたりまして、千葉県教育庁の担当課であります県立高等学校改革推進課と、企画環境部の施設課と二度にわたりまして私どもと話し合いを持ちました。御宿高校の跡地利用について、県として今どのように検討されているのかということではありますが、現時点では全く白紙であると。まずは当面県立高校の統廃合を進めた再編に全力を傾注したい。跡地利用の検討はその後と考えています。まずは統合を優先したいという答えであります。

若潮高等学校御宿校舎は、現在2年生、3年生が在籍しておりますので、その子供たちが卒業するまでは静かな学習環境を保持したい。したがって、現在その跡地等については全く検討していないということであります。

しかし、いずれは土地利用についての検討がされると思うが、そのスケジュールとしてどんなことが想定されるのかということを知りましたら、いずれ検討しますが、今の経済状況、県の財政状況から見て、早々に有効な活用方法が見つかるということはちょっと考えにくい。じっくりと時間をかけて検討する課題ではないかと思っています。その意味ではありますが、まず県の教育財産でありますから、教育関連施設としてそれが活用できるのかどうか。その検討が済んでからできればいいですけれども、そうでなかった場合には、県庁内の各部局を含めて幅広く活用可能かどうかを検討していきます。でもない場合、これは普通財産、一般財産として

その処分方法を検討するというような順序であると推測いたしました。

いずれ地元である町に対しまして、照会なり相談なりしてくると思いますけれども、当面は県所有財産でありますから、また、それが用途について白紙であるということでもありますから、当面は、私どもとしては担当課と十分コンタクトをとりながら、その動静を注視していきたいというふうに考えております。

8番（瀧口義雄君） 要するに、当面は野ざらしの状態だと。県の方でもまだ方向性を見えないという中で、町にある大変重要な位置にありますので、ぜひ町の計画を立案して、県との交渉をするようなものを立ち上げていただきたいということです。

もう一点。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 後段の岩和田小学校跡地関係についてお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり、今、教育課の方で岩和田小学校と一緒に統合問題につきまして、地元説明会の第一歩を踏み出したばかりの現状でございます。したがって、今の現状の中で、跡地利用云々という話は、今の段階では庁舎内でも控えさせていただいたところでございますが、今後の説明会等、また地元の意見、そういったものを踏まえた中で、その進捗状況を踏まえた、総合的に勘案しての状況判断で、仮に統合に向かうであろうというようなニュアンスがあるのであれば、庁舎内でまずは事務的にどうするかというふうな検討会等を設けて、検討して、その後において、また議会ともご相談しながら、どういう形がいいのか、あるいは跡地利用の委員会等を立ち上げるべきか。それについては今後、その辺は議会とご相談をしながら進めていきたいと思いますが、現段階で余りその辺のところを言いますと、地元とのかかわりもございまして、差しさわりのあることですので、この辺で、この問題はそういう状況ですということをご理解をいただきたいと思っております。

8番（瀧口義雄君） 統合と跡地利用を混同すると、混在して話していくと、大変混同すると思うので、それはそれとして、必ずそういう状態が起きるという中で内部で検討していただければ思っています。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより2時35分まで休憩いたします。

（午後 2時20分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時36分）

浅野玄航君

議長（伊藤博明君） 12番、浅野玄航君、登壇の上、質問願います。

（12番 浅野玄航君 登壇）

12番（浅野玄航君） 12番、浅野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより通告順に従いまして、順次質問をさせていただきたいと申し上げたいところでございますけれども、先ほど瀧口議員より、私と同趣旨の質問もございましたので、話題のチャンネルを切りかえさせていただきまして、通告を逆にさせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

質問が下手でございます。ポイントを外すことも多々あると思いますが、意をよくお酌み取りいただきまして、簡潔にご答弁いただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

井上町長は、昨年末の2期目の町政に際しまして、長年培ってきた企業人としての経験を生かし、企業感覚をもって町政運営に当たりたいと強調されておりました。このような考えには私も賛同いたしました。また、多くの町民の皆様の共感をいただき、めでたく再選の大きなポイントになったのではなかろうかなと私は思っております。

そこで、まず初めに、この半年間を振り返りまして、井上町長の企業感覚がどのように生かされ、町政運営に具現化されたのか。そのようなところから伺えればなと思います。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、浅野議員から、企業感覚についての私の考えということでございます。ご承知のとおり、現在の町の財政状況は非常に厳しいものになっていることは、議員の皆さん方もご承知のことだろうと思います。

そこで、17年度を町財政構造の抜本的改革の実施年度と位置づけまして、これまでの施策を総点検し、本来自助努力で解決すべきことや、住民と連携して解決すべきことなどを、行政が本来果たすべき役割、施策の範囲にある水準を明確にして、限られた財源を住民福祉の向上により効果的に配分するための予算編成に努めてまいりました。

ポイントとしては、職員に現在の置かれた状況を認識させ、今まで策定いたしました各種計

画中の事務事業に関して、改めて住民の期待度や緊急度などを評価検証し、投資効果や時代に合わないものを中止または廃止を含めて抜本的に見直すことといたしました。

また、財政状況を勘案し、特別職給料及び管理職手当の削減と非常勤特別報酬の見直しを行い、内部支出を抑制するとともに、ゼロ予算事業を経費をかけずに行える事業、あるいは業務改善案について全職員から募ることにより、職員自身が日々の業務の見直しについて考える機会を与えてまいりました。これとは別に職員の資質向上を目的に、役場内部で他部署等の研修を行っており、縦割りの組織の中でも、横断的に業務の遂行ができる職員の養成について努めてまいりました。

さらに、第4次行政改革大綱が、開かれた行政と協働のまちづくり、行政運営の効率化により、住民サービスの向上、健全で効率的な財政運営の確立を柱とし、平成17年度から19年度までの3カ年を実施年度とし、その計画を策定いたしました。この計画に基づき、町政運営を行うことにより、町の行政改革が進展するものと考えております。

いずれにいたしましても、最少の経費で最大の効果を上げる、これは企業であれ、公務であれ、同様であると考えております。優先すべき考え方であると認識して、今後の行政運営について実施してまいりたいと、このように考えております。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。たくさんのご説明をいただきました。ポイントは住民の皆さんの期待度、緊急度に合わせた事業の進め方ということと、もう一つ、私にとって耳新しい言葉が出てまいりました。「ゼロ予算事業」という言葉が出てまいりました。これをもう少し詳しく、どなたか担当の課長さんでも結構ですから、簡潔にひとつお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ゼロ予算事業というお話でございますが、今、町長のお話のように、町の財政も大変厳しいというような状況の中で、職員一人一人が現状を認識してもらって、予算に大きな割合を占める人件費、これが最大限の事業費だというような位置づけに、職員自身が身分の保障に安住するようなことなく、職員みずから知恵を出し、また汗をかき、みずから生み出すというようなゼロ予算事業を17年度に編成したところでございます。

この事業につきましては、1係1事業以上というようなことで出させていただき、これが32項目ございました。それにつきましては、今後進行管理を含め、実績等を含め、上半期等でそれについて広報等にも掲載をさせていただき、また住民の皆さん方にもご理解をいただきたいというふうに考えております。

12番（浅野玄航君） 本当に、井上町長の企業感覚が生かされているのではなからうかと思ひます。私本当にきょうは目が覚める思ひがいたしました。「ゼロ予算事業」、また、ただいま総務課長から「人件費は事業費」であると。これはすばらしい言葉ではなからうかと私は思ひます。できればこれに関連づけて質問を続けさせていただければなと思ひます。

さて、社会の変化、経済の冷え込み、ご承知のとおりでございます。従来型の観光産業が全国的に衰退しております。御宿町もその例に漏れません。すみません。ちょっと風邪を引いていまして聞き取りづらいかもわかりません。

夏季を中心とした観光産業、これが御宿活性化の源であることは誰もが認めるところであります。また、長年にわたって町政が重点的に取り組んできた施策の効果の1つでもございます。また、今後もこの方針に大きな変化はないものであると、そのように私は考えております。

そこで、今回私は、観光活性化のバロメーターの一つであろうと思われまふ、まさに企業感覚が必要となる。お金をちょうだいして経営、運営をしております施設、これらについて幾つかお伺ひいたします。

第1に、町内に入場料、使用料、売上料等、収入をもたらす施設としてどのようなものがあるのか。また、これらがどのような目的で設置され運営されているのか。これを改めて確認させていただきます。

次に、当然各施設でそれぞれ利用者の声は大切に吸い上げられて、運営改善のための貴重な資料として活用されていることと思ひます。これらがどのように集約、検討され、実際に生かされているのか。その一端をご紹介いただき、成果のほどについてもご披露いただきたいと思ひます。

どなたでも結構です。よろしくお願ひします。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 私の方からは、入場料をもらっているということで、月の沙漠記念館と町営プールについて説明させていただきます。

まず、月の沙漠記念館でございますが、詩人、叙情家の加藤まさをの功績をたたえまして、その作品を収集、永久に保存をするとともに、広く公開することを目的としております。また、それだけではございませんで、加藤まさをの作品を初めとしまして、御宿にゆかりの文人画家の作品、資料収集、展示等、広く利用者の企画、創作、学習の場として、地域文化の発展に寄与するために設置されております。

また、町営プールにつきましては、町民のスポーツ、レクリエーションの振興と健康で明る

い町民生活の向上のため、また、海水浴シーズンに対する、観光客の呼び込みのためということで設置されております。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、教育課で所管しておりますパークゴルフ場について申し上げます。

パークゴルフ場ですが、住民の体力増進とスポーツ、レクリエーション活動の普及向上を目的とした社会教育施設として位置づけておりますが、子供から年配の方まで幅広く気軽に楽しんでもらえるスポーツとして平成8年秋に開設されています。

現在の状況ですが、住民の利用者が増加傾向にあります。中でも町民の方からは、町民無料開放日ですとか、利用料の引き下げを求めるような、そういった要望も聞かれるようになっております。現在は、それに対応していることの1つとしまして、ホールインワンをした人には、次回に利用できる券を発行する。そういうことをすることによって、利用者の継続利用を促すための工夫などをしております。

また、記録会の回数を従来年3回行っておりましたが、昨年度から回数を6回に増やすことによりまして、記録挑戦の機会を多く設けたことによりまして、パークゴルフを楽しむ方がふえています。

住民のパークゴルフ人口を増加させる、そして、四季を問わずパークゴルフ場がにぎわってくれば一番いいということから、小学生のパークゴルフへの興味、関心を高めるために、家庭教育学級とか親子スポーツなど、そういったことなどを体育指導員等の協力を得て、利用者の拡大を図っています。

今年は試みとしまして、5月に高山田老人クラブの会員の方々にコース内の草取りをしていただきました。その中で、これを機会にパークゴルフを体験していただいて、パークゴルフに親しんでもらえるように、また、愛好者を拡大していけるようにということで、草取りをしていただいた方々に利用券を些少ですが発行した経緯があります。今後もこれは継続して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

12番（浅野玄航君） 米本課長、名指して申しわけないですけども、いかがでしょうか。プールあるいは月の沙漠記念館、これらにはたくさんの方がいらして下さると思うんですけども、そういう方の声が反映される場とか、そういうものについて、もしありましたらひとつ。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 実は、月の沙漠記念館等にしますと、観光業者からの専用駐車場がほしいとの要望が多く、それに対しまして、民間駐車場の協力による割引での駐車場利用の実施も行っております。

また、企画展示品が偏らないように、多様な芸術作品の展示をするように心がけております。年に6回、2カ月ごとに催しております。

また、プールの関係につきましては、70歳以上の利用客等へ時間引き等を行いまして、利用率を上げるような形をとるなど、また、売店での販売品目の充実や値段設定などについても、いろいろ考慮をしているというものがございます。

千葉県の市町村共済組合あるいは警察の共済組合、そういうところと連携をとりまして、共済の券の利用ができるように、プールでも行っていくような形をとりました。

12番（浅野玄航君） 私は、ある機会に幾つかの施設を、お金のことで興味があったので、収支について伺ったことがあるんですけども、それぞれの施設はみんな赤字です、収支決算は。先ほどご説明いただいたとおり、それぞれの設置目的、これは営利を求めたものではございません。みんな文化、スポーツ施設として、住民の体力向上あるいは知識欲を満たすためと、さらに、ここに今のお話に出てこなかった町営運動施設設置及び管理に関する条例というのを持ってまいりました。ここにも社会体育向上に寄与するために町営運動場を設置するのであるということが述べられております。

すべての施設を通じて営利を求められるものではございません。また、これらの設置目的に沿って、維持向上を管理するためには相応の運営経費がかかるのは、これは当然のことです。これらがすべて、はっきりすべてと言います。すべての施設で赤字であることは折り込み済みでありますし、また、私はそれで当然であると。それで結構であると、目的と趣旨からしまして、そのように思います。

しかしながら、観光御宿の現状としましては、ちょっと今米本課長が触れてくれた観光業者という言葉が出ましたけれども、観光に訪れた方々の施設利用が多い。また、あれは観光施設だという認識度が高い、これも事実であろうと思います。そういうところから、先ほど観光業者からの要望としての各種組織との連携ですとか、あるいはバスの駐車場の確保ですとか、そういう要望があって、それに極力こたえていきたいというようなお話が出てくるのだと思います。

従いまして、これらたくさんの町外の方々にご利用いただき、また回数多くご来場いただき、

こういう施設として位置づけることも、「観光御宿」としてはごく当たり前のことであると、そのように思います。

そこで、展示の内容、設備の充実等、これらについては他に譲るとしまして、企画運営面で何点か改善、工夫ができないものかなと。そのような意味から、提案も含めて伺いたいと思いますが、各施設間の展示やイベントがございます。あるいは町主催のほかの行事、これもございます。私たちはきょうプール開きの案内をいただきました。観光協会も積極的にいろいろな行事、イベントを組んでおります。民間の方でもいろいろなものを試みてくださっています。

こういうものと有機的な連携をとったり、あるいはシリーズ化したり、こういうことによって、来町者の方々の滞在の延長だとか定着あるいは新しい客層の掘り起こし、こういうことに結びつく可能性があるのではないかなと、そのように思います。多分これらに類することが行われている部分もあるのではないかなと思いますけれども、どうでしょう、町長。町長主導のもとに企業経営者の感覚でございます。関係の各課あるいは各機関、有志、こういうような方々に一堂に会していただいて検討する場、こういうものを町長主導でお作りいただき、実現に向けて進めていただければいかがかなと、そのように思います。どうでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、議員の提案されました案件につきましては、今後十分に検討してまいりたいと、このように考えております。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。十分に検討する前に実行していただきたいと、そのように申し上げます。

さて、町内には多数の旅館や民宿、飲食店の方々が営業しております。それぞれに集客、町活性化のため、行政にまさるとも劣らない大変なご努力をいただいております。このような皆様にもご協力をいただきたい。施設のパンフレット、割引券、連結利用券、こういうものの配付、こういうことをお願いすることなどが利用率の向上の一助になりはしないか。お互いにプラスの相乗効果があるのではないか、このように考えます。

また、各施設間、こちらで利用者に、例えば月の沙漠記念館に来た、そこに行ったら郷土資料館の案内があるよとか、ここは無料ですけども。あるいはプールの割引券があるよ、では行ってみようか。そういうようなことも考えられるのではなからうか。また、そのときにご利用をいただかなくても、お持ち帰りいただければいいのではないか。それを自分の家に置いておいていただければいいのではないか。あるいは友だちに、こういうのをもらってきたよと見せるのもいいのではないかと。これが観光御宿を宣伝するための大きな材料になるのではなか

ろうか、そのようにも思います。

他にもたくさんの方が考えられますが、ただいま私が申し上げたことは、ほんの一端でございます。と同時に、よく検討するのではなくて、実行していただきたいというお話を私さっさかせていただきましたけれども、やる気があれば来月からでもできるわけです。人件費イコール事業費です。そうですね、総務課長。やる気を出すのは人間です。イコール事業費です。ぜひこの夏からでも実行していただきたいものだと思いますが、再度、町長いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 早速、合同の会議を持ちたいと考えております。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。そのときには私も忘れないで、ぜひお願いします。

最後に、今こそ衆知を集める中で、井上町長が牽引車となり、御宿町のカルロス号、企業経営者としての手腕をふるって、何事にも恐れず観光業再生に取り組んでいただきたい。そのように期待を申し上げて、この件については終わらせていただきます。

さて、1つ目の方へ入らせていただきます。

御宿町は行政、議会合意の上で、本年12月の郡内3町との性急の合併を見送りました。これにつきましては、むろん賛否両論当然あります。しかし、町内の世論としては、将来に不安を感じつつも、おおむねこの判断にご理解をいただけたのではなからうかなと私は思います。先ほど瀧口議員から、この件につきましていろいろご質問がありましたので、逆にさせていただいたんですけれども、たくさんの方の調整事項につきまして、瀧口議員からお話がございます。御宿にとりましては、一つとしてないがしろにできないことが山積みでございます。一日も早い取り組みと進展をお願いしたいわけでございます。

さて、去る6月10日の某紙による社説で、「新合併特例法の基本指針が告示されましたよ」と、そういう報道がございました。その中でこのように言っております。「性急な合併が箱物を建てて、その返済に四苦八苦、事業を集約しながら余剰人員を抱え込む。合併を急ぐ余り、住民はおろか職員同士の進展も進まず、自治体としての一体感づくりに悩む。合併後も全議員がとどまる巨大議会等々の問題を生じていることは事実である」と、このように述べております。そうした上で、「これらを反面教師として、よい合併か悪い合併を見定める。合併前に具体的な内容や損得勘定を、議会を中心に議論をし尽くしておく必要がある」と指摘しております。このとおりだと思います。

先般、井上町長を中心に、議会を含め性急な合併を見送りを決断した理由が、まさにこのと

おりでございます。その上で、将来の御宿町を見据えた井上町長のご英断には大いに敬意を表させていただきますところでございます。

御宿町が性急な合併の見送りを決断してからおよね100日が経過いたしました。その間、新合併特例法の内容が明らかになりました。この法律も5年間の時限立法でございます。御宿町の将来を見据えますと、今後幾通りかの取り得る選択肢があろうかと思えます。3月以降、この問題についての井上町長のお考えについて、一遍たりとも拝聴したことはございません。先ほど瀧口議員の質問に対する答弁を私は非常にありがたく伺っておりましたが、この際、もう一度町長のお考えをお聞かせいただいて、その後で補充の質問があればさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 先ほど申し上げましたように、1市5町の法定協議会は勝浦市が抜けたと。その次に、5町による合併協議会から大多喜町が抜けたと。そういう状況から考えますと、多分大多喜町、また勝浦市が、合併についてはそんなに積極的にいくんではないんではないかな、そのように考えております。

そうなりますと、やはり御宿町は主導的な立場で、これからも合併を考えていかなければならないのかなと。4月に施行された新合併特例法は、合併した自治体だけ、特別の地方債の発行を認める財政上の優遇策が廃止されましたのは、皆さんご承知のとおりだと思います。国が定める基本指針に基づき、都道府県が主導する形で合併を促すのが特徴でありました。今回の基本指針では、合併が望ましい市町村としては人口1万人未満、また、生活圏が同じで一つの行政区域が望ましい、また政令指定都市、中核市、特例市などを目指す場合、いわゆるこの3類型型都市というものがございます。

さらに、都道府県が合併をする場合に、市町村の財政状況や人口、高齢化の見通しなどをあわせて示すように求めております。新合併特例法に基づき、必要に応じて市町村に合併協議会の設置を勧告できる。市町村に合併の義務はないが、勧告を告げられれば、議会に諮らねばならないと、こういう新法でございます。いずれにいたしましても、3町のいすみ市が12月5日に合併をします。そのことを見きわめて、御宿町としても、合併についての考え方を示していかなければいけないのではないかなと。先ほど言いましたように、適切な時期に適切な判断をしてまいりたいと、このように思っております。

12番（浅野玄航君） 町民の皆様は井上町長のご英断には十分理解をしてくださっている方が多いと思えます。ただ、その一方で、地域の将来像については期待と不安をたくさん感じ

ておる、これも事実でございます。私もそうです。先ほども、ただいまも、町長の口から、勝浦市がかつてどうだった、大多喜町がかつてどうだったというお話が出ましたけれども、私は過去を振り返っている時期ではないと思います。過去はどうであったのか、かつてどうであったか、そんなことはどうでもいい。過去がこうだったから、今もこうではないのかという話もございましたけれども、そんなことはどうでもいい。これからは前を向いて進むしかありません。だからといって勝浦がどうの、大多喜町がどうの私は言うつもりはありませんけれども、少なくとも選択肢の中の1つにそういうところが入っておるのかなとは思っております。

今の町長のお話ではないですけれども、拙速は避けなければなりませんけれども、一日も早く議論、検討をすべき指針を示していただいて、納得した上でそれぞれの立場に応じた手だてを講ずる、そういう機会を与えていただくご指示をいただきたいと。それが町長たる役目ではなかろうかなと、そのように私は思っております。

また、それに応じて立場、立場で仕事をさせていただく、これが私たち議員の責務であり、また、町民の皆さんの待ち望んでおるところだろうと思えます。

質問につきましてはこれで終わりにいたしますけれども、どうぞ私の質問の意をよくお酌み取りいただきまして、時期を間違えずにといいいますか、間違えるわけではないと思えますけれども、適宜、適切な時期に適切なご判断、ご指示をいただけるようお願いいたします、私の質問とさせていただきます。

ちょっと聞きづらくて申しわけありませんでした。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

石 井 芳 清 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、1番、石井芳清君、登壇の上、質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきたいというふうに思います。

まず、第1であります、いすみ市発足に伴う条例の改正と調整方針についてということですが、前段の議員は非常に細かい質疑がされました。私はその町の方針に対して、別にまずいというわけではありませんが、幾つか再確認をさせていただきたいというふうに思います。

特に、前段者の質問にもありました、例えば広域議会、要するに均等割ですね。今回の合併、

今も議論にありましたけれども、他の3町が1市になることによって構成団体が少なくなるわけですね。そうなりますと、当然均等割が上がるというのが普通の見方ではないでしょうか。調整方針にも詳しく書かれておるようでありますけれども、まだ具体的なものは見えていないのが実態ではないかというふうに思います。

これにつきましても、通常であれば12月5日発足ということでありますので、臨時議会というのは、当然なじまないというふうに理解しております。そういう意味では、通常言われております9月議会、第3回定例会において、これらもろもろの事業に関する条例が改正されるというのが、通常の事務作業であるというふうに理解しているところでございます。

しかし、そうは言っても、今申し上げました均等割などにつきましても、これが具体的にそのままいけば、先ほどもありましたけれども、町は被害者、応分の負担は当然均等割として背負わなければならないという事態に単純にはなるわけであります。

ですから、こういう細かい一つ一つの中で、どう具体的な方針を出していくのかということが大変大事であると思います。この間も町は、常に議会に相談もされて進めてきたわけでありますが、この7月、8月とiiいうのが、そういう面では大きな山場に差しかかるのではないかと思います。局長の日程を見ましても、かなり細かい日程が既に入っているところもあるようでありますが、これまで御宿町は慣例として、夏はなるべく会議を設置しないというような話もありましたが、こういう大事なときでありますので、これは議長のお計らいをいただかなければならないと思うんですけれども、その辺のところを細かな会議、協議をして、先ほど申されておりました町としての十分な、損にならないような形でやっていただきたいというふうに思うわけであります。当然相手もあたふたしておりますから、そういう協議を細かに詰めてやっていただきたいというふうに思うわけでありますが、改めてそれについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 先ほども瀧口議員の中でお話が出ました。そういう中で、新しい市が発足することによりまして、石井議員がおっしゃるように、団体数が減るわけでございます。当然均等割が上がってくるというのは、均等割の考え方をしていけば、おのずからそういうような現象は起きてくると。そういうことで、小さな町は割を食わない考え方の中で、負担金の調整等を図っていかなければいけないと、このようには認識しております。

また、先ほども申しましたように、一部事務組合についてはそれぞれの団体でございます。その団体の中で負担金の算定の仕方、また、それぞれの団体の議会での議論、そして規約の改

正、そして関係団体に協議がなされると思います。この協議がなされた時点で、御宿町においても一部事務組合についての協議も、その内容についてもしていかなければいけない。当然これについては選出している議員がいらっしゃいます。そういう議員を中心に、また、関係する総務常任委員会、そして議員協議会等にお諮りしながら、そういう内容についても詰めていければと、このように考えております。

また、これ以外にそれぞれの審議会等を、特別な審議会をつくっている郡内組織でしております団体が40団体ございますが、それについては先ほども申しましたように、それぞれの団体の中で配置とか統合、それから、その中で必要なくなるものであれば、廃止をしていくような方向の中で検討をしてくれということ、私の方も協議会の総務課長会議の中でお話をしてきました。2日前ですか、総務課長会議がございましたが、その席で負担金審議会の中で、町村会長が各団体にそういった検討をするような指示をして、7月29日までに報告をもらうというようなことで進めております。そのことを含めてから、各種団体についての負担金の協議等がなされていくというふうに考えております。

1番(石井芳清君) わかりました。時期であります、先ほど私が申し中でありましてけれども、今大変たくさんの調整を図るといようなご説明をいただきましたが、9月定例議会に対して間に合うというハードルはどうなんでしょうか。通常であれば、もう既に決められたことであるので、臨時がなじまないというのが通例であるというふうに思います。ただし、協議が調わないものを無理やりということも、利益に関してはどうかなというふうに思います。

それから、一方で負担がふえるという部分もあるかと思いますが、構成団体が減るとい新たな着目点もやはり町としては考えなければならないというふうに思うんですね。例えば1市5町だったのが2市2町、それから、1市2町といような新たな枠組みそれぞれできてくると思います。私も広域に今度出させていただきます、1市5町6団体の中で、なかなか意見の疎通と申しましようか、調整が大変難しい局面たくさんあるように感じてまいりました。しかし構成団体が少なくなります。そういう中では意見の調整が簡単になるのではないかなというふうに思うわけでありまして、この辺につきまして町長、町の代表といたしましてどのように考えておられるのか。また、今度は新たな枠の中に出て行かれるわけでありまして、そこに臨む方針と申しましようか、町としての考え方をもしお示しいただけるようであれば、お話しいただければというふうに思います。

議長(伊藤博明君) 井上町長。

町長(井上七郎君) 昨日も町村会がありまして、先ほど総務課長が言いましたように、負

担金審議会は今38団体ですか、およそ2,200万円の負担をしております。その辺につきましても、この29日までに見直し、廃止等いろいろな件も含めて、そういう話がありましたので、負担金の内容について全額負担金で会を賄っているのか、あるいはその金額は一部の金額なのか。そういう質問もしましたら、およそ負担金でその会が運営されていると。そんなような内容でありましたので、この件につきましても、1市2町になりますし、これからの負担の問題も十分考慮していかなければいけないと。そういうようなことで、先ほど総務課長が言いましたように、29日までに返事をもって、その後また協議をしようではないかというふうに、昨日の時点ではそういうことになっておりまして、私としてもこの財政の厳しい中、負担が増えないようにということで主張をしていきたいと、そのように考えております。

1番(石井芳清君) わかりました。これからも協議をして、議会の方とも十分な協議の上、今、町長がおっしゃられた方針で臨んでいただければというふうに思います。

次に、移りたいと思います。

次に、介護保険の改正に伴う町の対応についてお伺いいたします。

施設入所者に多額の負担増を押しつけ、また、軽度の人へのサービス利用を制限する介護保険法が22日参議院本会議で自民、公明両党と民主党の賛成多数により可決成立したところであります。特別養護老人ホームなどの施設で生活している人の居住費、食費は保険給付の対象から外れ、10月から全額自己負担となり、年間で入所者1人当たり約40万円の負担増になり、最低年金を超える額が予想されております。改悪に賛成した議員からも現場は大混乱する、これは自民の方でございます。また、これだけの負担増を短期間で求める例がない。これは民主の議員であります。こういう声も報道されているところでございます。

また、デイケア、デイサービスなど、通所サービスを利用している人の食費も、10月から全額自己負担となるようであります。また、介護の必要度が比較的軽く、新制度で要支援1、要支援2と認定された人を対象に、来年4月から新予防給付が導入されます。介護予防のためとして、筋力トレーニングなどが新たに盛り込まれます。政府、厚生労働省のねらいは、軽度者による訪問介護サービス利用などを抑制することであり、来年度から1,000億円を削減する予定と、このように聞いております。

既に、現場では、要支援の人が生活援助中心型のサービスを利用するのには不適正だとして、一律にサービス利用を制限する動きが各地で起きているという報道もされております。要介護認定から外れた人の介護予防を目的に市町村が実施する地域支援事業が創設されます。国庫負担を減らす一方で、利用者から利用料を徴収できる、このようにされておるようであります。

これまで自治体が実施してきた介護予防のための事業がかえって後退されかねない、そういう内容ではないでしょうか。新法により、負担できずに介護が受けられなくなる事態や介護保険の該当からはずされるケースが起きないか。そうした場合、町としてどういう対応をとるのか、現時点における実態と方針についてお伺いしたいと思います。

新予防給付、また居住費、食費について、また、現在までの施設整備状況、そして、新たな法律の中で、地域包括支援センターが設置されることになっておるようではありますが、具体的にどういう施策になっていくのか。また、介護保険導入前からの利用者に対する軽減措置ですね。これも今年度いっぱいというような方針も出ておったかというふうに思いますが、それらが町に現在何人いて、それらについてはどのような対応をされるのかについてお伺いしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ご質問をいただきましたけれども、まず、新予防給付についてご説明申し上げます。

なお、議員が言われるとおり、22日に成立を見たばかりで、現段階で厚生労働省から示されている情報をもとにお答えいたしますけれども、具体的な内容につきましては、7月に予定されております担当課長会議で明らかにされると思われまますので、詳細な説明は一部できない部分もあるかと思わますので、御了承いただきたいと思わます。

新予防給付につきましては、今回の制度改正の1つとして、予防重視型へのシステム転換を図るため、軽度者を対象にした新予防給付の創設がされるということでもあります。新介護予防は、身体を動かさなくなる、外出が減るなど、生活が不活発になって心身機能が低下する。このような人たちは、生活を活発にするサービスを受ければ改善されて悪化が防げるということでもあります。いわゆる廃用症候群と言いまして、生活不活発病によって要介護状態になることへの予防を図るということを目的として措置されるわけでもあります。

これにつきましては、まず対象者はどうなるのかということでもありますけれども、要支援1、要支援2に該当する方ということでもあります。要介護度区分をこれまでの5段階を7段階に見直すということでもあります。

現行の区分で説明しますと、要支援に加えて要介護1のうち、疾病や外傷等により心身の状態が安定しない状態の方や認知機能や思考、感情などの障害によりまして、新予防給付の利用に関する適切な理解が困難な方などを対象から除くとしております。御宿町では、現在要支援が43名、要介護1が117名、合わせますと160名おりますけれども、この数値から対象除外者が

除かれることになる予定であります。

また、議員が懸念されている新予防給付の対象者と判定されても、家事援助型のサービスは一律カットになるものではなく、適切なケアマネジメントに基づいて提供される家事援助は認められるとしております。具体的には、自力で困難な掃除、買い物、調理など、同居家族による支え合い、支援サービスや他の福祉施設などの代替サービスが利用できないケースについては、ケアマネジメントによる判断を経た上でサービスが提供されるとしております。新予防給付については以上のとおりであります。

次に、居住費、食費でありますけれども、これも議員ご指摘のように、17年10月から負担化が図られるということでもあります。12月現在でありますけれども、65人の施設入所者がおるわけであります。このうち低所得者の方が35名ほどいらっしゃいます。国では居住費、食費の見直しによって、現在の施設入所者で、年金を超えるような負担をする対象者がいるのかどうかという国会での質問につきまして、低所得者につきましては、入所者の負担が加重とならないよう、負担上限額を設定して補足給付をすることとしておりまして、さらには新3段階のうち、所得の低い層や18年度からの税制改正により利用料が急増する層につきましては、現行の社会福祉法人による入所者負担軽減の運用を収入要件を150万円に引き上げる方向で検討するということでもあります。

また、旧措置入所者の経過措置をさらに5年延長する。このことから国では水準以下であれば、年金額を上回るような負担をする該当はないのではないかとということでもあります。しかしながら、居住費、食費についての費用額は施設の自由裁量となりますので、国の水準を上回る場合には、負担ができないという方も出てくる可能性があるわけでもあります。現段階では、施設ごとの費用額についてまだ実態が解りませんので、実際そういう方が何人いらっしゃるのかというのはつかめない状況であります。

そういう方々をどうするのかというご指摘でありますけれども、現在の財政状況では、単独の事業創設は困難であろうということでもあります。したがって、社会福祉協議会でやっておりますホットサロンを初めとするボランティア活動の活性化でありますとか、在宅介護支援センターを駆使して、こういった方のケアにつなげていったらいいのかというふうに考えておるところでございます。

次に、施設関係で申し上げますと、包括支援センターについて簡単にご説明申し上げます。

今回の介護保険制度の改正におきまして、総合的な介護予防システムの確立やケアマネジメントの体系的な見直しを踏まえ、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、

地域包括支援センターの設置が市町村に義務づけられたわけでございます。

この施設につきましては、職員体制として3名の専門職が必置とされておるわけであり、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師または訪問看護の経験のある看護師ということになります。設置箇所数につきましては、生活圈域ごとに1カ所設置することとしており、おおむね人口2万人から3万人で1カ所とされておるわけであり、これから見ますと御宿町は1カ所の設置でありますけれども、市町村間での共同設置も可能と国はしておるわけであり、

この運営体制としましては、地域支援事業と新予防給付のケアマネジメントに対する報酬としておりまして、人件費等の財源不足は一般会計からの繰入金とされておるわけであり、主に地域支援事業と新予防給付のケアマネジメントというものが事業となるわけであり、設置時期につきましては原則18年4月としておりますけれども、平成20年3月31日までの2年間延期を可能としておるところであります。

県内の設置見込みの状況でありますけれども、18年4月に開設を現在予定しておる市町村は28ございます。19年4月は御宿町も含めておりますけれども15、検討中というものが現在11あります。いずれにしても、人材が集まらないことには開設ができないということで、大変大きな課題となっております。

次に、介護保険軽減措置でありますけれども、介護保険法の施行日前に、市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者につきましては、施行後5年間に限り、利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう、負担軽減措置を講じておるところであります。この経過措置につきましては、国では、対象者がいまだに入所者の2割を占めているということで、さらに5年間の延長を図ったということであり、御宿町では現在対象者が9名、給付額で申し上げますと年額40万円ほどになっておるところであります。

また、訪問介護利用者負担減額事業につきましては、当初計画のとおり5年間で廃止となったところであり、法施行時に訪問介護派遣実績のある低所得者が指定訪問介護サービスを利用した場合、訪問介護費の額の100分の4を減額する制度で、町では平成16年度の実績として4名、金額にしますと1万4,210円の給付をしたところがございます。

概略については以上であります。

1番（石井芳清君）細かい説明をいただきました。1つは、新予防給付の中で、適切なケアマネジメントに基づいて提供することが条件だということを今おっしゃられました。細かいのは7月の担当者会議で示されるというようなご説明もいただいたわけであり、御宿町もこの間、第2期の計画におきましては、細かな実態把握をして適切な介護計画を立てる。現

実的には、ほぼ計画どおり執行してきたのかなというような感を受けるわけであります。

そういう面におきましては、この介護保険法の改正というのは、次期計画をつくるということだろうというふうに思うわけであります。そういう面におきましては、次期計画につきましても、やはりきめ細かな御宿町がその点をきちっと把握をしていただいた中で、策定されることが望まれるのではないかなというふうに思います。

それと、地域包括支援センターであります。これは自治体が共同で設置することも考えられるということではあります。今説明が不十分であったのですが、御宿町は単独で設置するというこの考え方でいいわけですね。

保健福祉課長（氏原憲二君） はい。

1番（石井芳清君） ということのようですね。そうしますと、ちょっとわかりづらいのが、現在介護保険事業については社協で行っているわけだというふうに思うわけではあります。それでは社協との、変な言葉で言えば、すみ分けと言いましょか、分担と言いましょか、これがどうなるのかというのがちょっと見えてこないんですね。その辺が具体的にどうなのかと。社協がそのまま包括支援センターになるのか。それとも、それとは別個に包括支援センターが設置されるのか。そうすると、19年度と今ご説明をいただきましたが、今の見通しの中で、それでは包括支援センター、もし設置するとしますと、どういう場所が考えられるのか。また、具体的内容は現在どういうものが考えられるのかということについてご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 包括支援センターにつきましては、まず運営主体が市町村ということ、それから在宅介護支援センターの運営法人、その他市町村が委託する法人ということで、委託も可能としておるわけであります。ですから、御宿町の選択肢といたしましては、社会福祉協議会にある在宅介護支援センター、そちらに委託することも可能です。もう一つは、御宿町直営で開設をします。その2つの選択肢があるわけでございます。

介護保険制度につきましては、制度がまだこの先改正が予定されておるところでございます。そういったことを考えますと、これ以上社会福祉協議会に負担を背負わせることがいいのかどうかということがございます。また、小規模の保険者の場合、一部兼務も可能というようなことを厚生労働省が打ち出してきております。そういうことを考えますと、保健師等の専門職等につきましては、町直営でやった方が人件費が効率的に削減ができるのかなということでありますので、現在担当課としましては町直営で、さらに設置場所につきましては、保健福祉セン

ターの1室に設置するのが一番望ましいのかなということで、検討を進めておるところでございます。

1番(石井芳清君) わかりました。町単独で現状の計画をしたいというふうなお話であるようであります。しかし、この内容は大変きめ細かでありますし、多人数にわたるケアマネジメントをしなくてはならないというふうに国の方は言っているわけであります。そうしますと、確かに兼務という中で、人件費の抑制ということは、単純には言えるのかもわかりませんが、それでも、それでは今やっております健康事業、保健事業ですね、そうしたものと本当に兼務できるのかということは大変難しいのではないかなというふうに思います。

それから、先ほど言った3名ですか、専門職員というふうにおっしゃられましたけれども、それは現状ではないのではないかなというふうに思うんですね。そうすると、新たな人員の手当ても若干必要になってくるというふうに思います。それが悪いと言っているわけではありませんけれども、そうならざるを得ないのではないかなというふうに思うわけであります。

これから計画をつくられるわけでありまして、これから検討に入って行くということであろうというふうに思いますけれども、やはり先ほど言いましたとおりに、きめ細かな対応というのが、特に介護の場合は必要だというふうに認識されているというふうに思いますので、それがきちんとできると。各業務をこなせるということを念頭に置きながら、人員の配置も含めて調整をしていっていただきたいというふうに思います。

次に、地域通貨の可能性について伺います。

地域力をいかに高め、選択され、安心して暮らせる町づくりを進めるか、今行政の手腕が問われているというふうに理解をしております。本県では、千葉市を初め今各地で地域通貨など新しい取り組みが始まっております。本町は特に高齢者も多く住む町であり、有効であるというふうに考えられますが、研究チームなどをつくる考えはないのか、考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長(伊藤博明君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(氏原憲二君) 地域通貨の可能性についてのご質問でありますけれども、地域通貨につきましては、まちづくりの手法として全国で多くの試みがなされており、県内でも16団体が実施をしております。町では介護保険制度が導入される以前に、社会福祉協議会において検討した経緯がありますけれども、社会福祉協議会の事業が大半を無償ボランティアで対応しておりまして、地域通貨については当地域ではまだ機が熟していないということで、実現に至らなかったと聞いております。

現代社会では、人々の関係が希薄になっていると言われ、隣にどういう人が住んで、どういう暮らしをしているかわからないし、あいさつもなし。近所が成立しないという地域が増加しているそうでもあります。御宿町ではそのような状態にはありませんけれども、新住民の増加、高齢化社会への対応を考えると、ともに生きる領域を求める地域通貨システムは有効と考えております。

地域通貨は人々を結びつけ、人々の関係を創造的にコミュニティの構築や、また暮らしのサービスや町の美化、清掃サービスなどを提供することが可能で、顧客の呼び戻しや高齢化など商店街の活性化にも貢献できるものと言われております。普通では評価されない人々の善意に光を当てて、その善意に対し、ありがとうの言葉を地域通貨で返す。その地域通貨が循環することでボランティア活動を活性化し、住民の交流を支えるというものであります。

地域通貨システムの構築に向けては、行政が主体的に事業化を推進することは、信頼ではなく安心を与えてしまうことや、事業を継続していくには、携わる人々の熱意が重要であることなど、町では町民が自発的に行う地域づくりの構築のための後方支援体制で臨んでいきたいと考えます。

地域通貨に対する情報収集や研究などを進め、そのような中で地域通貨を立ち上げる機運になりましたら、資金や人材を含め支援体制ができるように考えたいと思います。研究チームにつきましては、保健福祉課としては現在のところ考えておりませんが、既存団体等の研究テーマとして提案をしていきたいと考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。積極的なご答弁をいただいたわけでありまして。今、課長が申されておりましたが、要するに地域力ですね。こういった地域力をいかに高めていくということが行政課題だというふうに思うわけでありまして。

今おっしゃられましたとおり、御宿町は他町と比べれば、まだまだ地域のコミュニティ力というのは高いというふうに理解しております。例えば、今日、魚がとれたからよと、隣に持ってくるか、雨が降ってきたから、洗濯物を取り込んでおいたと。そういうことも広い意味ではそういう内容ではないかなというふうに思います。

ただ、こうしたものが現代的な形ですね。それを与えるということが大変大事ではないかと思うんですね。これは今おっしゃられましたけれども、福祉だけではなくて、行政全般にわたって取り上げる条件があるというふうに思います。浅野議員も質問をされておりましたが、商工部門でありますとか、また教育部門もありますけれども、そういう中でも、こういうものは十分に考え方を取り入れることができるというふうに思います。まさに、ゼロ予算で自立型の

住民の力を動かしていく、行政を動かしていくと。町づくりを始めていくということであろうというふうに思います。

先ほど、町もゼロ予算ということで取り組みが始まったというふうに聞いておりますが、32事業ですか、できればその内容について、ちょっと時間がありますので、幾つか代表的なものをお示しいただければと。こんなことを町は取り組んでいるだよということも、非常に大事だろうというふうに思うんですね。それについてお示しいただければというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ゼロ予算ということでございますが、総務課の関係から申しますと、「犯罪ゼロ御宿」ということで、「アクション10」ということで、毎月10日に合わせて町内の全域をパトロールしていきまして、特に学校の下校時間等に対しましてパトロールをし、その内容を逐次報告をしているという状況を今進めております。

それと「高齢者の交通安全教室」、これもお年寄りの交通事故が多いということから、老人クラブ等と連携いたしまして、交通事故防止に努めていこうということで考えております。

また、「住いの耐震診断」、こういったことも考えております。それと「全庁の業務助っ人事業」、こういったことで多岐多様な事務、また時期的に忙しくなる、こういったような事務のところに、それぞれ課の方から応援体制をとるということで、業務の平準化をしていこうという考え方でやっております。

また、職員の能力開発事業というようなものもしております。これについては2級から3級の職員、これらを毎月水曜日に全2班に分けて、今回は7月20日まで、6月から1カ月ちょっとありますが、5週にかけて5回研修を行っております。この研修につきましても、今回の場合は行政の問題それと財政、こういったようなのと、それと、今の御宿町の置かれている現状、こういったことをその中でお互いに勉強をし合っていくということで進めているところでございます。

それと、町内クリーンアップ事業とか、行政財産の目的外使用、これについてもやっていこうというようなことで今進めておるところでございます。それと、ほかにもそれぞれいろいろな、また、これにつきましては住民の皆さん方、議会の方にも報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1番（石井芳清君） 既にそういう取り組みがされて、またされつつあるということでありますから、ぜひ十分な成果を期待したいというふうに思ひます。

今日、ゼロ予算の中で何ができるかということで提案をしたわけでありましたが、今町は単に

お金がないからを理由に、町のすぐれたサービスが次々となくなり、一方で負担はどんどん増えてくる。きょうも国保税の負担増などあったわけでありますが、国の言う平準化の名のもとで、どこを切っても金太郎飴ではありませんが、同じ自治体で本当によいのかが問われているのではないかというふうに思います。

これから、人口が大幅に減っていく中で、住民の奪い合いが起こってくるというのが実態ではないでしょうか。地域の魅力をどう光らせるかが課題ではないかというふうに思います。さきに議会で視察した原村におきましても、30年ぐらいから続けてきた高齢者医療費の無料の事業は、どんなことがあっても守りたいと、このように語っておりました。町といたしましても、国保担当者として、常にこうしたことを自分の仕事の中で検証していく必要があるのではないかと思います。

また、御宿町はそうは言っても、たくさんのお隣の他町にはないすぐれたサービス内容、事業内容があるわけであります。そうしたものについて、私はもっともっとPRの必要があるのではないかというふうに思います。そうしたことも踏まえまして、今後一層の努力を申し上げさせていただきます。質問を終わりにしたいというふうに思います。ありがとうございました。

(拍手)

議長(伊藤博明君) ご苦労さまでございました。

これより3時55分まで休憩いたします。

(午後 3時43分)

副議長(新井明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時57分)

川 城 達 也 君

副議長(新井明君) 伊藤議長体調不良のため、議長を交代いたします。

6番、川城達也君、登壇の上、ご質問願います。

(6番 川城達也君 登壇)

6番(川城達也君) 6番、川城でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

また今年も御宿の夏が近づいてまいりました。来月上旬には海開き、そしてプール開きが相

次いで待っております。観光業は御宿町の戦略産業であり、また同時に、海を初めとするさまざまな御宿町の観光資源が、御宿という地域自体のアイデンティティと密接不可分な関係にあることは、今さら申し上げるまでもありません。

私は3月議会におきまして、新たな観光資源として、磯遊びのようなものはいかがだろうかと、という趣旨の質問と提言をいたしました。本定例会におきましては、御宿町の観光政策全般について、特にそのランドデザインについて質問をさせていただきます。

さて、まず具体的質問に入る前に、長期的戦略あるいは長期的町づくりの視点の重要性を語るある歴史的逸話をご紹介します。東京の山手線に原宿という駅がございます。その原宿という駅のすぐ近くに明治神宮がございます。この明治神宮の森についてであります。この森は日本全国から有志による苗木の寄進を受けて、もともと荒地だったところにそれらを植栽し、何十年という時間をかけて、今のような立派な森に育て上げたものだそうです。

私は、この話を初めて聞いたときに非常にびっくりいたしました。中にはご存知の方もいらっしゃるかとと思いますが、しかしそれにしても、何とすばらしい話かと、目からうろこが落ちるような思いがいたしました。

今や明治神宮は、毎年多くの外国人が訪れて、都心にあのような大きな森があることに驚き、そして文化と伝統を大切にしている日本人のありさま、そして生きざまに目を開かれるわけです。ところが、この森そのものの歴史が実はたかだか100年ほどしかないということなんですね。かつて、既に存在した300年、400年かけた森を利用して社をつくったのではなくて、全くの荒地に木を植えて、そこにあのような森をつくった。これはまさに人間の計画性のたまものである。この逸話の意味するものは一体何でありましょうか。

極端なことを申しますと、私は御宿町の部田前のあの広大な土地に、仮に樹木を盛大に植えたとしても、もしさまざまな条件が許せば、あの土地に非常にこんもりとしたすばらしい森をつくることすら可能であると、そういうふうに取り組みました。具体的にそれをやるかしないかは別として、人間が一たん計画をすれば、時間をかけて不退転の決意で実行すれば、そのようなことでもできるという、非常にわかりやすい例ではないかと思えます。

自治体の町づくりに関しましても、大分県の湯布院等の例を出すまでもなく、政策の一貫性は長期戦略に基づいた、そして継続したまちづくりのかなめであります。100年というのは極端にいたしましても、30年あれば我々は必ず何か大きなことができるはずであり、そして、その必要条件はすぐれたランドデザインであることは論をまたないのであります。

それでは、具体的質問に入らせていただきます。

質問の趣旨は、一般質問通告書に記載したとおりであります。

御宿町において、これまで観光政策、そのランドデザインの歴史について、その概要ですね、大きな流れにつきましても、もし文書化されたもの等があるなら、それはどういうものか。あるいはそれをいかなる人、または組織、主体が中心となり、どのような結果を目指して、そして、どういう方法でそれらの政策を展開してきたのか。そして、そこで行政の果たした役割がどのようなものであったのか。まず、このあたりから御宿町の観光政策の歴史をひもといてみたいと思うわけであります。よろしく申し上げます。

副議長（新井 明君） 米本観光商工課長。

商工観光課長（米本清司君） それでは、歴史ということでございますけれども、数々の文献的なものはもちろんたくさんあると考えます。基本的に一番わかりやすいものについては、御宿町の町史が一番わかりやすいのではないかと思います。その中に、御宿の海水浴場のはしりといいますか、大正2年に鉄道が開通しました。交通が便利になると、著名人の中に、御宿に別荘を持つ人や来遊する人が訪れるようになり、昭和になって海水浴が流行するようになると、駅から近くて、波が静かで遠浅、また、白い砂浜である御宿海岸は海水浴客が増え始め、最盛期には180万人の海水浴客が訪れたというふうに記述されています。このころから、海水浴客を主体とした政策が展開されてきたと考えております。

また、いかなる人また組織というようなことでございますけれども、観光政策の観点から考えますと、観光協会の変遷が一番わかりやすいと考えますので、観光協会の関係についてちょっと説明させていただきます。

まず、大正12年5月に御宿町商工会が設立されました。その事業の1つに、海水浴場の管理運営及び海水浴客の迎撃を行うと記されております。大正2年に鉄道が開通されてから、12年ということになりますと、10年ですか、その間に海水浴客に対する要望あるいは町の体制、そういうものが少しずつでき上がってきていたのではないかと思います。

昭和5年に、御宿町海水浴場倶楽部というものが設立されまして、海水浴場関係業務が商工会からこの倶楽部に移管されたということです。同じころ岩和田の海水浴場倶楽部も設立されると記述されております。昭和24年に御宿町の観光協会が設立されまして、海水浴場だけでなく、観光全般の振興を図るという観点から、町民全員が会員というような位置づけにおいて観光協会が設立され、初代の会長さんは、岩瀬酒造の先代の岩瀬社長さんがなっております。

また、昭和35年には、従来の観光協会を解散しまして、新たに観光協会が設立をしたと。これが現在の観光協会のはしりというふうには受け取っております。町民全体が会員である、漫

然とした会の構成と、観光協会の必要を認める人たちの力を集結し、時代に適合した観光協会を設立するというので、新しく発足したと書かれております。ちなみに、新しい観光協会の会長は金井英一郎さんと記されております。

以降は、屈指の海水浴場として、行政と観光関連業者が一体となって、受け入れ体制や施設整備にと追われていったのが現状ではなかったかというふうに考えられます。また、交流人口の増による町の活性化、夏季型観光から通年観光への脱却を目指しまして、各種イベントの開催や遊客宣伝活動も実施をしてきました。

このように過去から現在に至るまで、御宿町観光行政において、観光協会の果たす役割は大きく、これからも観光行政の核として牽引車の役割を担っていく重要な団体であると、このように考えています。

行政の果たした役割がどのようなものかということでございますけれども、基本的には、観光関連施設等の基本施設整備拡充の比重が大きいというふうに考えます。また、さきにお答えしたとおり、行政と観光協会が一体となって行ってきたことが、一番重要なことでなかったかと理解しております。

6番（川城達也君） ありがとうございます。まず、恐らく外房線の勝浦あるいは安房鴨川までの延伸といったものが、アクセスを可能にして、そして御宿町の海の特徴も相まって、海水浴客が非常にたくさん集まり始め、そして、その観光客、海水浴客の便宜を図るために、町民全員が会員である観光協会が設立され、そして、現実には受け入れ体制の整備に追われていったと。そして、行政の役割としては施設の整備、そして観光協会との連携によって、それら一連の施策の円滑化を図ったという課長からのご答弁だったと思います。わかりました。

そうですね、今伺いして私が一つやはり感じましたのは、どこでもそうなんだと思います。初めにランドデザインがあって、そして、しっかり計算した上で、すべてがうまく回っていくという例は実際には少ないだろうと思います。何か突発的な理由であるとか、偶然あるいは天然、自然の条件というものと人間の需要が結びついて、そこに経済活動が発生し、それが大きく膨らんでいくと。恐らく人間の歴史をひもといてみれば、ランドデザインあるいは哲学、あるいは仮説といったものが必要とされるのは、そういった一連の大きなうねりが一たん踊り場に差しかかって、ひょっとしたらこのままいけば、それが終息化に向かってしまうのではないかという危機感が出たときに、このランドデザインをもう一回設計し直して、もう一回基本に戻ろうではとないかという機運が盛り上がるのではないのかなと私自身思うわけでありませぬ。

具体的なランドデザインがこれまでは、恐らく個々人の中にはしっかりあったんだと思います。そして、その種類もさまざまであったんだと思います。私は思いますに、今この御宿町の観光の現状は決して理想的な状態ではございません。そして、この状況に対してさまざまな人が、さまざまな改善策、さまざまな考え方、さまざまな意見等を持っております。そういったさまざまな知恵や、経験や、あるいは理想やビジョンといったものをいかにつなぎ合わせると思いますか、お互いにまぜ合わせて、化学反応を起こさせて、新しい我々の進むべき道を発見していくかと。非常に言うはやすく行うはかたしということではありますが、しかしやはり、これは我々が進まなければならない道であると、私は個人的に思うわけがあります。

もしですね、課長のご答弁の中に、今まで明確なランドデザインというのがあったというご答弁があれば、そのランドデザイン等の検証と評価がどういったものであるかという質問をしようと思っていたのでありますが、残念ながらいいですか、当然といいですか、そういうことではないということですので、具体的な対象がございませんので、このあたりの質問は割愛させていただきます。

今後、財政の逼迫を主な理由として、御宿町を含めた多くの自治体で、さまざまな投資的事業が見直しを余儀なくされることは恐らく間違いありません。そしてこれらの見直しは、いわゆるむだ遣いが見直される効果があるという点において、短期的方向性としては間違っていないのだと思います。しかしながら、見直しの根拠となる費用対効果の観点と具体的な数字につきましては、短期的に見るか、それとも中長期的に見るかによって異なってくるはずだと思っております。

よって、これまで御宿町の観光施策として、空気のように当たり前であった事業を統廃合等をするに当たっては、なし崩し的にかつ場当たりの行うのではなく、十分な検討と慎重な判断、そして議論が求められることは申し上げるまでもありません。また、冒頭でちょっと触れましたが、御宿町においては観光資源そのものが地域のアイデンティティーと深くつながっているという事実がございます。

例えば、御宿町の海がきれいだと、他町の人が言うのを聞けば、私などは何か鼻が高くなったような誇らしい気分になったりするわけがあります。恐らく御宿町民ほかの方々も、多かれ少なかれ同じような感情を経験したことがあるのではないのでしょうか。

このアイデンティティーであります。この事実はすなわち逆から言えば、地域づくり、まちづくりを行っていく過程で、観光資源あるいは観光スポットのレベルアップ、洗練化を同時に達成できる可能性が高いとも言えるわけですね。

もう一度申し上げますが、従来型の観光振興策ではなくて、いわゆる通常の町づくり、例えば環境政策や教育政策、そういったものを行うことが実は観光政策にもつながる、そういったことはたくさん御宿町においてはあり得るわけであります。

そういった地域の環境政策、教育政策とうまくリンクさせていくことによって、政策そのものの費用対効果を高め、逆に政策の実現にかかわるコストを総体的に抑えていくことができるわけであります。そして、さらにつけ加えて申し上げるならば、万が一財政的にどうにも余裕がなくなって、積極的な観光施策が何ら打ち出せないというような非常事態に陥った場合であっても、環境施策や教育施策その他と絡めることによって、御宿の観光地としての価値を持続的に高めていくことは、決して不可能ではないと思うわけであります。

私は、御宿町民全体が多くの町民の知恵と経験と歴史観等を持ち寄って、的確かつ詳細なデータに基づいて、中期的、中長期的戦略を展開できるような議論の場が必要であると今は思っております。先ほど課長のご答弁の中に、かつての観光協会は、全町民が会員であったというお話がございました。まさにここに、私は一つの原点を見る思いであります。このような議論の場、そしてこの議論の場が地域全体の意思決定システムに組み込まれて、そして、この意思決定機関であるところの議会の判断に資するレベルに達することが可能であれば、理想的なのではないかと思うわけであります。

それでは、こういったランドデザインですね。井上町長にここで伺いたいのでありますが、このようなランドデザインを描いていくための議論あるいは器を主催するつもりがやはりあるかどうか。ぜひともお考えをお聞かせいただきたいと思います。

副議長（新井 明君） 米本観光商工課長。

商工観光課長（米本清司君） まず、お断りしておきます。過去にランドデザインはないというような判断ですか……。

6番（川城達也君） 組織的に行われたランドデザインですね。

商工観光課長（米本清司君） まず、その時代、時代でニーズを模索しながら政策を行ってきたということは、はっきりと過去にもやってきたということはございます。全くないと、そういうふうに言われてしまうと、ちょっとおかしな問題になってくると思います。

また、今後のランドデザインをどう描いていくかということなんですけれども、大きな枠でくくりますと、私たちは「住みよい町」「住みたい町」、これが基本になるというふうにご考えております。その目的達成の1つの手段である観光産業、多様な業種との連携が必要な裾野の広い産業というものが観光産業というふうにご認識しております。

御宿町の観光産業は、これまで観光協会と行政が一体となって、主に自然を利用した海水浴、文化面での月の沙漠関係同様、また史実に基づく歴史メキシコ関係、新鮮な魚介類の提供、そういうものを柱としてやってきたと考えております。

これからも、この柱はもちろんですけれども、心の見えるおもてなしですか、やはり住みよい町、住みたい町を目指していくことが、ひいては交流人口や定住人口の増加につながる。そのために行政はもちろん多様な業種の方々のまちづくりへの参画が必要になってくるといふうには考えております。

観光も産業の1つであると。そのことによって大きな町づくりができてくる1つの手段だといふうにとらえております。

6番(川城達也君) そうですね。確かに今、課長がおっしゃった住みよい町づくり云々というお話も、確かにランドデザインはランドデザイン、間違いはないと思います。しかしながら、実はこのあたりは非常に難しい議論なんですけれども、私個人は、ランドデザインというのは、要するに一つの仮説の体系だととらえております。そして、仮説の体系であるからには、そのランドデザインの内容から即行動の指針が出てくる、そういうものが私は真のランドデザインだと思うんですね。

ですから、正直に申し上げますと、今、課長のご答弁にありましたランドデザインというのは、私にはスローガンとしか思えないですね。そういうものはランドデザインではないのです。それをランドデザインととらえる考え方もありますが、私の言うランドデザインは、そうではなくて、ランドデザインというのはもっと、とってつけたようなものでは、今の課長のご答弁がとってつけたという話、そういう意味ではなくて、さまざまな自治体があり、さまざまなまちづくり計画というのがございます。しかしながら、それは非常に当該自治体の自然あるいはその他の条件に根ざした特色あるものである場合もあるし、何かどこかのシンクタンクがつくったような、とってつけたようなスローガンになる場合もありますね。

私が今申し上げているのは、そういう当事者ではない第三者がつくったおざなりのランドデザイン、そうではなくて人間の生きざまとか、あるいは実際の構成員が背負った歴史、その反映であるところのランドデザインを言っているのであります。そういう観点に立ちますれば、私は先ほど課長がおっしゃったランドデザインというのは、点数をつければ30点ぐらいかなといふうに思っておりますので、そういうものからエネルギーは生まれませんよ。優秀なランドデザインというのは、これはすごく哲学的なものであって……。

(発言する者あり)

6番（川城達也君） 話をまとめてお話しします。申しわけありません。

（発言する者あり）

6番（川城達也君） そうですね、もう一度言い直します。

ランドデザインに関する見解の違いもあるにせよ、私が申し上げるランドデザインというものの意味は、井上町長、今ある程度はおわかりいただけたのではないかと勝手に思うわけですが、そういうものをつくって、そして、通り一遍のスローガンでなく、それに触れることに、よってさまざまな多くの人のエネルギーを喚起されるような、そういう人間の生きざまとか、そういったものまで含めて一つのビジョンをつくるために、一つの場をつくったり、あるいは人を集めたり、あるいは町民を動員したりとか、そういうことを町長にやっていただける可能性はございませんでしょうか。お伺いいたします。

副議長（新井 明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） その件につきましては、新しく観光協会長が決まりまして、3月と4月の2回ぐらい会合を持ちまして、これからもそういうことで十分話し合っていこうと。というのは、今あなたが言っているランドデザインというのは、御宿町の観光の将来をきちっと見据えて、それが骨であと肉づけをさせていって、それをどういうふうに運用して展開していくか。私はそういうことだろうと思っております。それについては、観光協会の数人の方たちと2回ほど話し合いをしておりますし、それを今後展開していけばいいのではないかと。そんなように今のところは考えております。

副議長（新井 明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 補足説明をさせていただきますが、今の川城議員のご質問の中でランドデザイン、直訳すれば壮大な計画という形になるかと思いますが、ご承知のとおり、御宿町は基本構想を策定しております。基本構想の中の施策の中で、自然と産業が調和して個性あるまちづくりという題名の中で、各種産業が全部入っているんですね。1次産業、商業、すべて。その中で、今まで御宿町は異業種産業とかいろいろな中で、観光産業という定義づけはなかなかないのだと思いますよ。そういう中で、今ある御宿町の1次産業、全産業を含めて、そういうものが通常の住民生活の中で、それが観光の一つの目玉になるような施策づくりといえますか、そういうものを目指してきたんだと思うんです。

かつては、右肩上がりの経済の中では、自然に、黙っていてもお客さんが来てくれるという時代は、まず施設整備をどうしましょうか。要するに、町も基本施設をどうするかというような議論が結構してたんだと。そのいろいろな議論の中で、こういう右肩下がりの経済状況の中

で、金をかけずにどう観光産業に各産業を結びつけるかという議論だろうと思うんです。そういう中で、議員のおっしゃる各産業間の全体像の中で観光産業をどうあるべきかという検討を絵に描いたら、そういう会議を設けるということがあるのかどうかというような質問の趣旨のような気にも、私はそう受け取ったんですが、過去にも異業種交流とか、いろいろな業種の方で、庁内でも各課があるように、今度は横の連絡の中で各産業、特に農林水産業課等を主力にして、そういった中で町全体の産業はどうあるべきか。その中で観光産業も必然的に生まれてくるというふうな感覚で、今庁内でも検討しろよというふうな話もしてございますので、とりあえず名目上の何々委員会を立ち上げたからいいのだということではなくて、今後の行政の施策として、まずは庁舎内での検討をしていきたいというふうな形になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

6番（川城達也君） なるほど。ただいまの助役のご答弁の中にありました、一つの話合いの場というか、意見聴取の場というか、異業種交流の場というか、意見交換の場というか、そういう場をつくることそのものを目的にするのは下の下と。下の下とはおっしゃっていませんが、そのこと自体を自己目的にしてはいけない、これは全くおっしゃるとおりだと思います。

例えばですね、井上町長の今のご答弁の中、吉野助役のご答弁の中にもありましたが、そういったこれまでの取り組みが、今この御宿町の観光あるいは御宿町全体のまちづくりの文脈の中で、具体的にどういう位置づけというか、新しいプロジェクトを興し得る効果を持つのでしょうか。要するに、具体的な新しい動き、新しいプロジェクト、新しい発想、そういったものが生まれてないから、恐らくランドデザインが不十分なんだろうと、私は勝手に勘ぐっているわけですが、そのあたりのことに関してはどういうふうにお考えですか。

副議長（新井 明君） 米本観光商工課長。

商工観光課長（米本清司君） グランドデザインというのは大きな枠組みと思っています。それを達成するための施策や事業は種々あると思います。それが観光課所管もあれば、産業関係の所管もあれば、福祉の所管もあると。その施策が全部集まってまちづくりになっていくというふうに私たちは解釈しております。それがランドデザイン。その目的を達成するための施策はそれぞれ各課で請け負った仕事ということになっていると思います。

観光関係につきましては、観光に従事する人たちの集まりから、自分たちの一番大きな観光団体の組織である観光協会がやはり核となって、いろいろな方面での施策を展開していくというふうになると思います。例えば道を1つつくる、交通手段をよくする、それはもしかしたら建設水道の分野でございます。それもまちづくりの一環で、道路をつくるという大きな問題の

1つの例でございます。そういうふうに私たちは考えております。

6番（川城達也君） 間違っていないと思いますね。正しいと思いますよ。ただ、私の正直な気持ちを申し上げれば、今の課長のご答弁を伺いますと、ランドデザインというのが理想の姿というか、ランドデザインというのは確かにそうなんですけれども、どちらかというと、ちょっと理屈ばい話になって大変申しわけないんですけれども、非常に根本的な話なんです。最終的に統括するところが一つのランドデザインなのか思想なのか、あるいは心の体系がランドデザインであり思想なのかと。これは実は非常に深い議論であって、またぜひ米本課長とは、どこかでこの話の続きをしたいと思うんですが、私の考え方によりますと、ランドデザインというものは、確かに最終的には理想郷を含むものではあるけれども、むしろ大工の七つ道具に近い、そういう方法論の体系だと思うんですね。そういったものを含むものが私はランドデザインだと。これは私の個人的な見解であります。この議論は続けましてもあれですので、ぜひとも時間と場所を変えてやらせていただきたいと思います。

最後となりますが、私は今回の一般質問の原稿をつくる上で非常に苦しみました。ランドデザインという非常に雑駁なテーマを選んだがゆえに、どういう組み立てをしたらいいかわからない。そして、御宿町の観光の歴史を十二分に語れるだけの知識と経験も私はないわけです。そういう中でいろいろと、インターネット等で調べている途中で、一つおもしろいものを見つけましたので、それを最後に申し上げて一般質問を終わらせていただきます。

観光施策と環境施策というものに関連があるのは、これは言うまでもないことなんですが、例えば御宿町でありますれば、中央海水浴場のところに清水川が流れ込んでおります。この清水川がもし汚濁していれば、恐らく御宿の町に来る観光客の皆さんが、何がしかのマイナスの感じを持って帰るであろうと。清水川がきれいであっても、そのこと自体が観光客を引き寄せる力にはならないけれども、清水川が汚ければ、それは観光客が御宿町から離れていく原因になる、これはもう間違いのないところです。

そして、私はそもそも選挙で初めて議員にならせていただく際の一つの考え方として、川をきれいにするのは必要だということを公言していたわけです。実は川の浄化に関して、日本ポリグリという会社がございます。そしてこの会社は、納豆菌P G 21というものを原料としたのか、どういうふうにしたのかわかりませんが、納豆菌P G 21というものに含まれているポリグルタミン酸という物質を大量に生産して、それを水辺環境に散布することによって、非常に顕著な水の浄化をなし遂げている企業であります。たまたま今回ホームページで見つけたのでありますが、この会社がせんだってのスマトラ・タイ沖の津波の現場にも行きまし

て、汚水を浄化するために縦横無尽の活躍をしたようであります。

このポリグルタミン酸というのはどういうものかと申し上げますと、要するに水溶液にしまして、何分の1か、何%かの水溶液をつくりまして、それを池あるいはプール、そういうところにまくんであります。そして、まいて1日たつと、それまで濁っていた水が非常に、信じられないほど澄んでしまうんですね。ぜひとも、後ほど日本ポリグリあるいはポリグルタミン酸、あるいは納豆菌P G 21といったものを、ホームページあるいはインターネット等で検索して見ていただきたいと思います。

御宿町の財源が十分でないのですが、何とかしてお金をかけずに、御宿町の観光地としての魅力アップを図って、同時に観光施策と環境施策、その他さまざまな施策を総合的に展開して、よりよいとまちづくりをする。これは私が言うまでもなく至上命題であります。

ぜひともこのあたりを含めまして、井上町長には今以上にご努力をいただきたいとお願いしまして、雑駁であります。今回の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

#### 閉会の宣告

副議長(新井 明君) 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長(井上七郎君) 平成17年第2回定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、町道改良事業費に関する平成17年度一般会計補正予算案を初めといたします8議案及び報告2件についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれも承認、ご決定をいただき閉会の運びとなりました。まことにありがとうございました。どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほどをお願い申し上げますとともに、時節柄健康には十分留意され、これからもご活躍されますようにお祈り申し上げ、閉会に当たってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

副議長(新井 明君) どうもありがとうございました。

議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚く御礼を申し上げます。これから本格的な観光シーズンとなりお忙しいですが、議員各位におかれましては、健康に十分留意されますようお願い申し上げます。

以上で、平成17年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午後 4時38分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年 8月25日

議 長 伊 藤 博 明

副 議 長 新 井 明  
署 名 議 員

署 名 議 員 石 井 芳 清